

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 9 月 17 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 1 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、安齋副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、8月12日付けで人事異動がありましたので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「(仮称)小樽市総合戦略」素案について」

○(総務)企画政策室富樫主幹

(仮称)小樽市総合戦略(素案)につきまして、配付しております資料に基づき説明いたします。

(仮称)小樽市総合戦略の素案につきましては、今定例会において御議論いただくことを目的として、事前に全議員の皆様へ、今定例会に間に合うよう、8月27日に素案のたたき台を配付しているところでございます。その際、官民の小樽市人口対策会議、庁内の小樽市人口対策庁内検討会議における議論を踏まえ、内容は今後変更する可能性がある旨、変更があった際は速やかに議会に情報提供を行う旨、あらかじめお含みいただいていたところであります。この間、前回の当委員会において報告いたしましたスケジュールに若干の遅れはございましたものの、8月28日に第4回小樽市人口対策庁内検討会議、9月1日に第4回小樽市人口対策会議、9月4日に第5回小樽市人口対策庁内検討会議を開催し、庁外、庁内の委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、本市として(仮称)小樽市総合戦略(素案)を取りまとめたところでございます。9月11日には、(仮称)小樽市総合戦略(素案)のパブリックコメント実施に先立って、全議員の皆様へ素案との新旧対照表を配付させていただいたところであり、9月14日には、本日の総務常任委員会資料として公表資料の一式を配付させていただいているところでございます。なお、パブリックコメントの実施につきましては、事前に広報おたるやホームページにおいて告知しておりましたとおり、昨日9月16日から30日間で開始しておりますことを報告申し上げます。今後のスケジュールにつきましても、当委員会における御意見等やパブリックコメントでいただいた御意見等につきまして、市として考え方を整理させていただき、10月末までに総合戦略を完成させたいと考えております。

それでは、資料1、小樽市総合戦略「OTARU PRIDE」(素案)【概要版】をごらんください。

まず、資料の左上に記載しております「将来の都市像」ですが、これにつきましては、改めて、官民の会議である小樽市人口対策会議や庁内の小樽市人口対策庁内検討会議にて御検討いただいた結果、「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」としたものであります。「将来の都市像」に記載がございます「市民幸福度」とは、平成23年12月に内閣府の幸福度に関する研究会が内外における学術研究の成果に基づいて幸福度指標の試案を発表したものを参考に、本市独自の重要業績評価指標として設定しているものでございます。

次に、資料の中ほどにあります三つの基本目標ですが、これにつきましては、国や北海道の総合戦略等を勘案し、「地方における安定した雇用をつくる」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」などに整合するよう、①「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」、②「小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出」、③「札幌圏や北しりべし・後志地域における、広域的な連携の推進」としているところであります。これらの基本目標を達成するため、本市として「育て上げるチカラ」「住み続けるチカラ」「呼び込むチカラ」の三つの重点戦略を設定し、10の施策の方向性を勘案し、四つの施策パッケージに関連施策をひもづけすることにより、庁内横断的に施策を実施していく考えであります。本市としましては、特に子育て

て環境の整備や市民の皆様の生活利便性の向上につきまして、短期的に見て優先順位を高めてまいりたいと考えておりますので、これに対応した重点戦略である「育て上げるチカラ」「住み続けるチカラ」については、今後、事業化の準備のできたものから、関連する予算事業をひもづけしてまいりたいと考えております。来年度も引き続き地方創生関連の予算が確保されることから、関連事業には定量的な業績評価指標を設けつつ、当該事業の目標達成の度合いはもちろん、市民幸福度や基本目標の達成に寄与するような事業を優先的にひもづけしてまいりたいというふうに考えております。

次に、資料 2-①、2-②、「小樽市総合戦略～OTARU PRIDE～」をごらんください。

こちらにつきましては、資料 2-①が第 1 章、人口ビジョン、資料 2-②が第 2 章、総合戦略となっております。第 4 回小樽市人口対策会議、第 4 回、第 5 回小樽市人口対策庁内検討会議での審議を経て、事務局である企画政策室において文言修正をし、両会議のメンバーに再度、内容を御確認いただいたものでございます。昨日から 30 日間実施いたしますパブリックコメントの公表資料とする予定でありますが、これに先立って、当委員会の資料として 9 月 11 日に提出させていただいたところでございます。8 月末に各会派に配付させていただきました（仮称）小樽市総合戦略のたたき台からは大分内容が変更されておりますが、両会議における検討内容を踏まえ、庁内における計画等の整合性などを図ったほか、言い回し等の修正を加えましたことをお含みいただければと存じます。

なお、以上 2 点の資料につきましては、パブリックコメントなどでお寄せいただいた意見等を踏まえ、再度、本市として考え方を整理いたしますので、今定例会の本会議や委員会の議論につきましても斟酌しながら取りまとめさせていただきたいというように考えております。

既に今定例会において、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のうち地方創生先行型の上乗せ部分に当たるいわゆるタイプⅠ、タイプⅡの事業、まちなか観光にぎわいづくり調査事業や水産物ブランド化推進事業が上程されておりますので、総合戦略の完成は、当初の見込みのとおり、10 月末としております。

○委員長

「次期「過疎地域自立促進市町村計画（過疎計画）」の策定について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

次期過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画の策定について、配付しております資料に基づき説明いたします。

まず、前文にありますとおり、本市は、平成 22 年 4 月 1 日に過疎地域として公示されたことから、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の期限であります平成 27 年度までを計画期間とする過疎計画を策定し、過疎対策事業債、通称過疎債でございますけれども、こういった財政上の特別措置を活用しながら事業を進めてまいりました。

平成 24 年の法改正により、法の期限が平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間再延長されたことを受け、このたび国から次期計画の策定について通知があったことから、引き続き過疎債など財政上の特別措置を活用するため、平成 28 年度から 32 年度までを計画期間とする過疎計画を策定するものでございます。

次に、「1 これまでの経過及び過疎計画策定の概要」の「（1）過疎地域の公示について」ですが、過疎法で定める財政力要件や人口要件を充足する市町村を過疎地域として国が公示するものであり、本市の該当要件は、下の枠内の下線部分のとおりでございます。

次に、「（2）過疎計画について」ですが、①にありますとおり、過疎計画は、議会の議決を経て策定する事業計画でございます。また、平成 22 年の法改正により過疎計画の策定義務は廃止されましたが、過疎債等、過疎地域における財政上の特別措置を活用するためには、過疎計画を策定し、対象とする事業を計画に位置づける必要があるものでございます。

次に、「（3）過疎計画策定の考え方について」ですが、①にございますとおり、現過疎計画及び総合計画の後

期実施計画を基に整理いたします。②、過疎計画を策定する目的は、施策の推進に当たり必要な財政上の特別措置を活用するために対象事業等を定めるものであることから、総合計画後期実施計画に登載している施策・事業を前提として過疎計画に盛り込むことといたします。

続きまして、「(4) 登載事業について」ですが、③にありますとおり、新たに実施する事業については当初の過疎計画に原則として登載せず、各年度の予算議論を経て、過疎計画の変更の手続を行うことにより対応いたします。また、④、平成28年度当初予算計上事業までを反映させる予定としております。

1 枚おめくりをいただきまして、「2 次期過疎計画策定作業のスケジュール(予定)」をごらんください。

上から二つ目にあります「後志総合振興局との事前協議」を経た素案②を12月の第4回定例会において示すとともに、パブリックコメントを実施する予定でございます。並行して、北海道本庁との事前協議、平成28年度予算との照合作業を進め、2月上旬からの北海道本庁との正式協議を経た後、平成28年第1回定例会へ議案として提出したいと考えております。

以下、資料として、【参考1】には過疎法による過疎対策事業債を、1枚おめくりをいただきまして、3ページには、【参考2】として現在の過疎計画の概要を掲載しております。

○委員長

「平成28年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求(案)について」

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

石狩湾新港関係の案件について、報告事項が3点ございます。

まず、一つ目の報告事項、平成28年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求(案)につきまして、石狩湾新港管理組合より7月23日付けで事前協議がありましたので、説明させていただきます。

資料については、A3判、上段は平成27年度配分額と平成28年度要求額の内訳金額を事業名、施設名ごとに示した比較表で、下段は箇所図となっており、番号が符合していますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業です。

箇所図の上段右側の「①(直)北防波堤」であります。港内の静穏度を向上させ、安全な船舶航行、荷役作業を確保するため、既設の防波堤を延長するもので、20年度からの継続事業として、28年度は、基礎工として地盤改良、本体工等としてケーソン製作などの工事を予定しております。事業費は20億円、その内訳は、国費が17億円、管理者負担分が3億円となっております。

次に、管理組合が施工する交付金事業であります。

箇所図の中段右側の「②(交)泊地(-10m)」は、所定の水深を確保し、貨物船の安全な荷役及び係留を確保するため、継続してしゅんせつ工事を行うもので、28年度は事業費2,100万円を予定しています。

次に、②の右側の「③(交)泊地(-3m)」は、漁船の安全な荷役及び係留を確保するため、27年度からの継続事業としてしゅんせつ工事を行うもので、28年度は事業費2,100万円を予定しております。

次に、箇所図の中段、下側及び上側に矢印が分かれている「④(交)埠頭保安設備」は、老朽化などにより故障が発生している埠頭保安設備のカメラシステム5基を更新するものであり、28年度は事業費1,000万円、単年度で完了する予定であります。

次に、④の上側の「⑤(機能債)コンテナヤード」は、既設コンテナヤードの狭隘化を解消するため、27年度からの継続事業としてコンテナヤードの整備を行うもので、28年度は事業費2億円を予定しています。

最後に、西地区における「⑥港湾関連用地」は、現在、国有の海浜地ですが、後ほど説明する臨港地区の変更に伴い、港湾管理者として必要な土地を取得し、造成するものであります。

これら六つの事業を合わせまして、事業費としては全体で23億3,200万円、管理者の負担として6億1,466万7,000円の要求額となっております。

なお、平成27年度の配分額につきましては、国直轄事業として、北防波堤を事業費で20億円の予算要求をしたところですが、結果として7億500万円となったため、全体として事業費9億8,700万円、管理者の負担として3億4,975万円となったとのことであります。

なお、本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会を行ってりましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。市といたしましては、これらを踏まえて検討した結果、本件につきましては同意いたしたいと考えております。

○委員長

「石狩湾新港の港湾計画改訂及び臨海地区の変更（案）等について」

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

続きまして、石狩湾新港の港湾計画改訂及び臨海地区の変更（案）等につきまして説明させていただきます。

まず、石狩湾新港港湾計画の改訂についての資料をごらんください。

この計画改訂については、昨年度、中間報告の形として皆様に報告させていただきましたが、その後、本年3月の石狩湾新港地方港湾審議会、6月の国土交通省交通政策審議会港湾分科会の審議を経て、このたび、本年7月に計画の改訂が公示されましたので、改めて報告させていただきます。

資料には、港湾計画の改訂について、主な改訂ポイントが示されております。

まず、目標年次につきましては、港湾計画とは、おおむね10年から15年後の港のあるべき姿でありますので、平成40年代前半としております。

次に、取扱貨物量につきましては、今までの港湾計画で目標取扱貨物量を660万トンとしておりましたが、今後の港を取り巻く情勢を想定した上で、約2.1倍の1,390万トンとの目標を掲げております。

次に、今回の改訂における新規の施設計画につきましては、三つ、一つ目は、図面中央下側の花畔地区、コンテナヤードの再編、拡張、二つ目は、図面でその上の西地区の新たなバルク貨物に対応した岸壁等の整備、三つ目は、図面右側の東地区、金属くずなどのリサイクル貨物輸送の効率化の位置づけをしております。

なお、石狩湾新港管理組合のホームページには、今回の港湾計画の改訂概要を示した石狩湾新港港湾計画改訂の計画書及び計画図が公表されておりますので、参考としていただければと思います。

続きまして、石狩湾新港臨海地区の変更（案）等について説明させていただきます。

次の資料をごらんください。

同港の臨海地区については、昭和60年に、資料に示されている黒破線で囲まれているエリア、約250ヘクタールを指定しましたが、その後、区域等の変更がなく現在に至っている状況であります。この間、造成されていなかった中央ふ頭や西ふ頭が概成したことなどから、当時の臨海地区の指定状況と港湾としての土地利用状況に顧みられるようになったため、今回の港湾計画の改訂に合わせて臨海地区の全面見直しを行うものであります。

臨海地区変更の基本的な考え方としましては、東地区、中央地区、西地区について、市街化区域と臨海地区を一致させ、中央水路掘り込みの臨海地区ラインを現行港湾計画に合わせるというものであります。図面上の赤で着色された部分が、新たに臨海地区として面積が増える部分、黄色で着色された部分が、現行港湾計画や市街化区域と合わせるために面積が減る部分となります。このため、臨海地区の面積については、合計で約391ヘクタールに変更になる計画とのことであります。

臨海地区の変更につきましては、都市計画変更の手続として、都市計画決定権者は北海道、案の申出は石狩湾新港管理組合となっております。今後は、10月開催予定の北海道の都市計画審議会等に向けられ、今年度末には決定の告示を行いたいと管理組合より聞いております。

また、口頭による説明になりますが、今回の臨海地区の変更にあわせて、今まで行っていなかった分区の指定を行うことで、小樽港など他の港と同様に、健全な土地利用の誘導とともに、港湾機能の増進と円滑な管理・運営を

図っていきたいと考えているところであります。

○委員長

「平成27年第2回石狩湾新港管理組合議会について」

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

最後に、三つ目の報告事項として、平成27年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る8月7日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

報告事項につきましては、三つ、一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会、一般社団法人石狩湾漁業総合振興対策協会、石狩湾新港サービス株式会社の経営状況に関する件の報告がありました。

○委員長

「平成26年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）コンプライアンス推進室長

平成26年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について、まず、職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、平成26年度における同条例の運用状況について報告いたします。

当該年度におきましては、同条例第12条に規定しております不当要求行為等及び第14条に規定しております公益通報は、それぞれゼロ件でしたが、第22条に規定しております公益目的通報は、3件ございました。

公益目的通報3件のうち、1件の件名は、セットバック不存在につき道路決定図訂正の件でありまして、平成27年2月20日、実名で通報があったものですが、コンプライアンス委員会において、通報対象事実の有無を確認できる確実な資料がないことから、通報対象事実の存在が確認又は類推することができないためとの理由により、調査の必要性なしと判断されております。

残りの2件につきましては、コンプライアンス委員会における調査の結果、委員会では通報対象事実ありと判断され、その旨、市長に報告がなされました。この通報事実ありとされたものにつきましては、所管部において是正措置等が講じられておりますので、以下、その概要を報告いたします。

1件目の件名は、おたるドリームビーチの浜小屋（海の家）についてでありまして、平成26年10月31日に実名で通報があったものです。その内容につきましては、ドリームビーチの浜小屋は、除却を条件に市から、建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物として許可されているにもかかわらず、除却されないまま、あたかも除却し、都度新築するかのように毎年ドリームビーチ協同組合から申請があり、市もその許可を繰り返しているというものです。委員会としては、市は、許可条件である仮設建築物の除却を確認しないまま、除却条件をつけて許可を繰り返してきたもので、建築許可申請にかかわる事務については、建築基準法に直接かかわる法令違反等はないが、特定行政庁に与えられた権限行使において、除却期間を設けていないことや、新築物件であるかどうかの確認を怠るなど、適切さに欠ける面が見受けられるということから、通報事実ありとされたものです。この通報に対し、市におきましては、今後の仮設建築物の許可については、許可期間を必要最小限とするとともに、許可期間内に除却されているということの現地確認を行い、この除却がなされていなければ新たな許可はしないという是正措置が講じられたところ です。

2件目の件名は、平成25年度の小樽市の懲戒解雇者の数についてでありまして、平成27年3月30日に匿名で通報があったものです。その内容につきましては、平成25年度における職員の懲戒処分の件数について、処分があったにもかかわらず、平成26年広報おたる11月号及び市ホームページに、懲戒処分なしと公表されているというものです。委員会としては、職員の懲戒処分については、小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第4号の規定により公表事項とされているところ、市の内規である小樽市職員の懲戒処分に関する公表基準第4項に基づく公表の例外に関して拡大解釈があり、懲戒処分があったにもかかわらず、広報おたる及び市ホームページにいずれの懲戒処分もありませんでしたと掲載していたことから、通報事実ありとされたものです。この通報に対し、

市におきましては、懲戒処分の件数は、公表基準で定める公表の例外には当たらないとの認識の下、今後は、処分の種類ごとの件数については例外なく公表する取扱いとし、平成25年度の件数につきましても、平成27年広報おたる11月号及び市ホームページで改めて公表するという是正措置が講じられたところ です。

続きまして、小樽市職員倫理条例第6条に規定しております職員研修についてですが、派遣研修を含め39件の研修を実施し、延べ723名が受講しております。そのうち、コンプライアンス、公務員倫理及び地方公務員法に関する研修については、6件の研修を実施し、延べ189名が受講いたしました。

○委員長

「潮見台ジャンツェ整備事業の変更について」

○教育部長

潮見台ジャンツェ整備事業につきまして、このたび、その内容を変更させていただきたく、変更に至る経過を報告させていただきます。

潮見台ジャンツェ整備事業は、本年第2回定例会におきまして、選手が着地するランディングバーンの安全対策といたしまして、防護策設置などを目的とした体育施設費として3,800万円の補正予算が議決されまして、これを受けて今年度中に整備することとしておりました。

資料をごらんいただきたいと思いますけれども、当初の考え方として二つございました。

まず、図を説明させていただきたいと思います。

上の図は、選手が滑りおりてくるアプローチと言われる部分の断面図でございます。

それから、下の図は、ランディングバーンに設置する防護策でございます。実際はこれが傾斜地に設置されているということでイメージしていただければというふうに思っております。

一つは、選手が滑りおりますアプローチと呼ばれる部分に沿って、内側が2メートル、高さ50センチメートルの雪止め壁の設置をするものでございました。

もう一つは、ランディングバーンに防護策を設置するもので、支柱は金属、柵は木製の板といたしまして、地表からの高さを2メートルとして計画したものでございました。

「《建設部と協議》」の欄をごらんいただきたいと思います。

補正予算を議決いただいた後、建設部と協議を行う過程で、急傾斜のアプローチで雪止め壁の安定性を確保するためには、アンカーを打つ場所、その深さ、アンカーの材質、太さなどを決めるため、地質調査が必要であること、同じく急傾斜のランディングバーンでは、防護策の支柱を打つ場所、その深さ、支柱の材質、太さなどを決めるため、アプローチと同様に地質調査が必要であること、高さ2メートルの防護柵の強風に対する強度を計算する必要があること、これらの調査などに四、五か月を要することの指摘がございました。

教育委員会としての判断のところをごらんいただきたいと思います。

教育委員会といたしましては、このジャンツェは長年使用されているものの、この間、地滑り等の地質的な問題がないとしたこと、また、構造物の設置が軽微と考え、構造計算等は不要としたこと、さらには、保有していた施設図面をもって足りるとしたことなど、地質調査等は必要がないと考えましたが、建設部の指摘を受け、必要な調査等を行わずに工事を施工した場合、安全性や耐久性が保証できないと判断いたしまして、今年度は、測量、地質調査、構造計算などを行うこととし、改めて平成28年度におきまして工事に着手したいと考えております。

このことは、議決をいただきました内容の変更を伴うものであり、当委員会で説明させていただくものとなりました。このような変更に至ったのは、教育委員会として建設部との間で事前に十分な協議を怠ったことに起因するもので、議員の皆様をはじめ関係する皆様に深くおわびを申し上げ、以後、このようなことがないよう、緊張感を持って適切な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

なお、調査等に要する費用につきましては、工事請負費から委託料に流用することで財源を確保したいと考えて

おります。

○委員長

「「公立高等学校配置計画（平成28年度～30年度）」について」

○（教育）学校教育課長

公立高等学校配置計画について報告いたします。

本年 9 月 1 日、北海道教育委員会が 6 月 2 日に公表した案のとおり、お手元にごございます平成28年度から30年度までに係る公立高等学校配置計画を決定いたしました。

本編の15ページにあります後志学区高校配置計画において、さきの第2回定例会総務常任委員会で報告しましたとおり、平成30年度に小樽商業高等学校と小樽工業高等学校を統合し、1学年当たり4学級、いわゆる4間口の新しい高校を工業高校の校舎を使用して設置することが決定されました。なお、学科については、検討中とのことであります。

また、平成31年度から34年度までの後志学区の見通しとして、4年間で3から4学級相当の調整が必要などの見解があわせて示されたところであります。

○委員長

「消防救急デジタル無線の運用開始について」

○（消防）警防課長

消防救急デジタル無線の運用開始について報告いたします。

消防救急無線につきましては、平成15年の電波法関係審査基準の一部改正により、現在運用しているアナログ式消防救急無線の使用が平成28年5月31日までとされたことから、デジタル方式へ移行するため、平成26年度から整備を進めてきたところでありますが、本年10月2日に施設の引渡しを受け、全ての整備が終了する予定であります。なお、デジタル方式による消防救急無線の運用につきましては、通信試験等を行った後、10月5日から開始する予定であります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第26号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第26号小樽市非核港湾条例案について、提案理由の説明をいたします。

今回で、60回目の条例案提案となります。本条例案は、小樽港の施設と市民の安全を守るための条例案です。非核証明書の無い外国艦船の入港は、拒否することを求めるものです。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○濱本委員

まず、報告事項の中から伺いたいと思います。

◎平成26年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について

初めに、コンプライアンスの報告がありましたけれども、個々の内容についてはなく、できれば、あれだけの細かい内容なので、資料をやはり提出していただかないと、聞いただけではとても理解できません。ですから、こ

の次にコンプライアンスのことで報告がある場合には、やはり、概略でも結構ですけれども、どういうことがきっかけでこうなっただけでこうなっただけでこういう処置をしたという、箇条書きでも結構ですから、そういう資料をぜひとも提出していただきたい、お願いしたいと思います。

◎石狩湾新港について

次に、石狩湾新港に関連して伺いたいと思います。

平成26年12月に石狩湾新港長期構想というのが発表になっています。この中で、この構想を策定するに当たって、何とちょうどいいことに、当時の総務部長もいらっしやっている、名簿の中に入っているということでもあります。当時の企画政策室長も入っていますけれども、伺いたいのは、この石狩湾新港と小樽港の共存共栄みたいなことをずっと言ってきたわけです。その中で、この長期構想をそれほどたくさんよくは見えていませんけれども、小樽港を意識したところというのは、ほとんど書いていないわけです。お聞きしたいのは、この策定にかかわる中で、小樽港を生かすためのいろいろな思いというか、お考えもたぶんあったのだと思うのですが、どういうところに反映されているのか、もし特徴的なことがあるのであれば、お答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

新港と小樽港ということで、共栄共存を図るというような話で、特徴的なことというははっきりとしたうたいは、長期構想の中ではございません。ただ、方向性の中で、小樽港との連携ということで、やはり日本海側の港湾として小樽港と新港が一体となって物流拠点として発展していこう、それから、新港の背後地域は、小樽市域、石狩市域がありますので、それぞれの部分の背後地への企業誘致を強化していこうというような形の大枠のうたいはございます。

○濱本委員

よく使う言葉に、都市間競争みたいな言葉があります。ある部分では、どうしても石狩湾新港と小樽港が競合する部分があるのだと思うのです。どんどん石狩湾新港の整備が進んで、小樽港の整備がなかなか進まない、老朽化する、そうすると、港湾間の競争に負けてしまう可能性もあるわけです。そういう意味では、この構想を私はざっとしか見ていませんけれども、小樽市の意向が強く働いた、小樽港とともに生きていくのだという意向が強く働いているというふうにはあまり見られないのです。そういう御意見をこの策定の過程の中で、例えば言ってきたということはありますでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

やはり、お話ししたように、小樽港の連携ということで、日本海側の物流ということ、あと、今、太平洋側港湾の貨物が大体、日本海側と比較すると、8対2、9対1ぐらいの割合で太平洋側に集中しているということがありまして、太平洋側港湾で何か被災があったときに代替機能として日本海側港湾が発展していくべきだということでは、我々は、その委員会の意見の中で、やはり小樽港と連携して新港とともに発展していきましょうというような意見は申し述べたところであります。

○濱本委員

それがこの長期構想の中で、隣同士の小樽港と連携してというような字面での表現というのは、ある場所は存在しているのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

済みません、今、長期構想の文書を持ってきていないのですけれども、その中に、石狩湾新港、小樽港と連携して物流を、ともに物流拠点としての発展と、被災の場合に両方の港を活用していこう、輸送・避難場所としての小樽港、石狩湾新港を活用していこうというような文言は、そこに表現されているかと思います。

○濱本委員

小樽港そのものがどんどん老朽化する、陳腐化する、利用が減ってくるというのは、小樽市としてはやはり、見

過ごせない状況、ある程度の設備投資をどんどんしていかないと、利用者が離れていく可能性も十二分にあると思うのです。石狩湾新港の整備にブレーキをかけろとは言っていません。そういうものも踏まえながら、補完するのか、ともに支え合うのか、いろいろあるのだろうと思いますけれども、新港の動きを見据えた上での小樽港のつくり方というのか、将来性みたいなものをぜひとも、小樽港に関しては経済常任委員会ですが、情報提供をして、うまく動かしてもらいたいと思います。これは要望しておきます。

それから、今年 7 月 21 日、石狩商工会館において、石狩湾新港国内定期航路誘致期成会が設立されています。ここになぜかオブザーバーで石狩市長、それから石狩湾新港管理組合専任副管理者小林亘氏が出ています。小樽市の立ち位置というのは、石狩湾新港というのは、小樽市も共同管理者です、新港管理組合の一員ですから。こういうものができました、小樽市は一つも入っていませんということになりますよね。こういうものができたことに、まず、どういう所感というか、認識を持っているのか、それと、これに対して認識を持っているのと、今後どうしていくのか、定期航路ですから、ある意味、石狩湾新港が誘致するのだったら、小樽市も誘致できないとは限らないわけです、向こうがやりますと言っているのですから。そのときに、今後、小樽市としては、管理組合の一員としてどうかかわっていくのか、その 2 点、この成立に対してどういう認識を抱いているのか、また、この期成会に対してどういう立ち位置でかわっていくのか、その 2 点について伺います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

今回立ち上げた期成会に対する認識ですけれども、確かに石狩湾新港管理組合からこういう情報はいただいております。ただ、私どもとしては、立ち位置になりますけれども、やはり、こういう内貿の定期航路をつくっていくということは、港湾計画としては適切だということで判断いたしました。今後、実務に当たっていく上では、小樽港は当然フェリー航路がありまして、それとの競合の可能性が全くないわけではないということもありますので、この期成会への参加という部分では、慎重な対応が必要だということで我々としては考えております。今回、その期成会の中には小樽市が名を連ねていないというのは、そういうことかという認識をしております。

○濱本委員

情報収集という部分からいけば、向こうに入れてくれないというのかもしれないけれども、やはり中に入って情報収集するというのも一つの手だったのではないかなと思います。動きがわからなければ、こちらとしても手の打ちようがないわけです。別に向こうのやることを阻止しろとかということではなく、そういう動きをきちんと把握してこちらとしてどう対応していくかということ、やはり、いろいろ考えていく上では、そういう団体ができただけ以上は、オブザーバーでも、入ったほうがいいのではないかなと思うのです、田岡石狩市長も入っているわけですから。どうですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

この期成会につきましては、今回、発起人ということで、いろいろな企業の方々の代表ですとか、オブザーバーとして管理組合、石狩市ということで入っております。ただ、今後、期成会への参加については、当然、私どももお聞きしたのですけれども、拒むものではないということも言っておりますし、我々が参加することは可能だというふうに考えておりますが、当然、石狩湾新港管理組合の一員ということで小樽市の立場がありますので、情報収集は常時していきたいと思っております。管理組合から、この期成会についての内容や進みぐあいについては、常時確認していきたいと考えております。

○委員長

それで、入るのか、入らないのかは、いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

入る、入らないということにつきましては、今後の動向を見据えて決めるということで、現段階では考えていないということです。

○濱本委員

石狩湾新港のほうがどんどん先に進んでいって、気がついたら陳腐化している小樽港、みたいな姿は、絶対見たくないんで、ぜひとも最大限の努力をしていただきたいというふうに思います。

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について

次に、第 2 回定例会の当委員会、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の件で質問してもらいました。その質問の内容は、この会議の設置の法的根拠、要綱がありました、2 月につくられました、市長が当選した後の 6 月にそれが改定になりました、その経過について確認しました。その部分は省略していいのですが、その第 2 回定例会以降、このことは、どのように進捗しているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

第 2 回定例会以降の経過について報告させていただきます。

総務常任委員会終了後、7 月 6 日に、商工会議所から、アドバイザーではなく委員として参画したい旨の要請があったことと、第 2 回定例会での議論を市長に報告いたしました。9 日に、市長から、再度アドバイザーとして参画を依頼するように指示がありました。21 日に、商工会議所へ、アドバイザーとして参画するよう依頼を行いましたところ、商工会議所からは、委員として参画することがだめである理由が不明であるとの意見をいただき、同日、市長へ報告しております。市長からは、委員としての参画についてある程度の理解を得、事務レベルで、若い人に委員をお願いできないか調整するよう、指示を受けました。22 日に、商工会議所へ市長の意向を伝え、委員の選考を依頼し、事務レベルとして氏名の報告をいただいております。同日、市長へ報告を行っておりますが、現在まで市長判断に時間がかかっている状況でございます。この間、事務方からは、市長へ判断の要請を何度か行うとともに、商工会議所へは現状を何度か伝えている状況でございます。

○濱本委員

第 2 回定例会の総務常任委員会でも申し上げましたが、まず、要綱の改定そのものに違和感を持っている、それから、その後の、総務常任委員会以降の動きについても、相手がある、相手からのお話もある、こちらからも言ってきたり、それでもって結論が出ていない、たなぎらしになっているというのは、非常におかしいのではないかと思います。今日は市長に出席をお願いしていませんので、聞くわけにもいきませんが、市長の結論が出ないというのは、やはり変だと言わざるを得ないです。いつごろをめぐりに結論を出す、また、出さなければならないのか。この後の実際の会議の開催もあります。それを考えたときに、いつまでもずるずるやっているというのは、非常にまずい状況だろうと思うのです。いつぐらいまでに結論を出すつもりなのか、後の予定も踏まえた中で。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今後の予定も含まして、いつごろまでというお尋ねでございます。

第 1 回目の策定会議につきましては、10 月 21 日に会議を開催する予定でございます。近々、各委員への会議の資料の送付も考えておりますので、できるだけ早く決まっしてほしいとは考えております。

○濱本委員

最初は委員で想定していたものが、途中からアドバイザーになりました。非常に解せない話で、自民党の代表質問の中での市長答弁で、「市民の皆様をはじめ、各種団体などの民間部門における各界、各層との連携、協働が必要不可欠である」、「まちづくりの主役である市民の皆様にも直接市政運営に参加し、携わっていただく」というような答弁をしている。もう一か所、民間部門との強いパートナーシップ、協働が必要ではないかという質問に対して、「市民の皆様をはじめ、各界、各層の方々が計画等の策定や施策の実施、検証する場面に参画いただけるような仕組みを構築してまいりたいと考えております」と、こういう答弁を明確にしているのです。にもかかわらず、一番初めの出だしから変更になって、その後も結論が出ないというのは、現場の担当の方にこれ以上言っても詮ない話なのですけれども、もう少し強く市長にプッシュしたほうがいいのではないかと思います。いかがですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

濱本委員がおっしゃるとおり、商工会議所とのかかわりにつきましては、我々も非常に大事だというふうに考えております。これまでも市長とは何回か協議させていただいておりますが、なかなか市長の判断をいただけないというのが事実でございます。これからも、我々も強くその辺については言っていきたいと思っておりますけれども、結果がどうなるかということはここでは申し上げられないのですが、前向きに我々も市長と協議していきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○濱本委員

商工会議所というのは、行政を進めていく上でやはり大事なパートナー、カウンターパートナー、全てではないですけども、その一翼をたぶん担っているというふうには私は理解しています。ですから、これまでの市のいろいろな協議会、審議会等にも商工会議所という名称で委員の選出をお願いしてきた経緯もたくさんあります。それから考えて、ぜひともこの件に関しては早急に結論を出して、また、そのための対処をよろしくをお願いします。

◎参与について

次に、参与のことであります。

今回、資料要求をさせてもらいました。くしくも、私と新風小樽の安齋委員が別々の資料要求ということで出させていただきました。

第 2 回定例会の折に、参与の勤務時間は 8 時 50 分から 15 時 30 分まで、これを逸脱してはならないというのが大前提で、そのことをたしか安齋委員が指摘して、そういうことにしますという答弁をたしかいただいたと思うのです。資料としていただいた業務日誌の中で、第 2 回定例会の始まる前、6 月 18 日、打合せ、18 時から、産業港湾部、勤務時間外です。これはまだ議会で指摘されていなかった時期だからということもあるのでしょうかけれども、少し変です。それから、7 月 16 日、市長との打合せ、15 時 30 分から 16 時、アウトです。それから、7 月 31 日、除雪の市長説明、16 時 30 分から 17 時 30 分です。さらには、これは抜けていますけれども、8 月 6 日、除雪費市長ヒア、14 時 30 分から、16 時 00 分なのか 16 時 30 分なのかわかりませんが、議会で指摘されて、勤務時間外はだめですよという指摘があったにもかかわらず、その指摘の後もこういう状況が発生しているというのは、どういうことなのでしょうか。

○（総務）秘書課長

第 2 回定例会において、嘱託員の勤務時間、15 時 30 分までという御指摘もいただいております。その中で、打合せ等に関して時間をオーバーしている部分に関しまして、中には、例えば 15 時から 16 時まで等の部分もあったやに思います。その中で、15 時 30 分で抜けることができなかったというような部分もあったということ、そのような形で理解しております。

（「答弁になっていない」と呼ぶ者あり）

（「答弁になっていないです」と呼ぶ者あり）

○委員長

御理解くださいということでよろしいですね。

（「よろしくないですね」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

途中で、15 時 30 分で抜けることができなかった会議、打合せ等もあったということで御理解いただければと思います。

（発言する者あり）

○濱本委員

基本的にきちんと決まっているわけですよ。抜けることができなかったということは、その会議の時間設定が誤っていた。やはりずさんですよ。ずさんとしか言いようがない。15 時 30 分で仕事を終わらせなければならない人

にその後もまた仕事をさせているということですよ。これは問題ではないのですか。問題だという認識はないのですか。

○（総務）秘書課長

御指摘のとおり、チェックが甘かったという形で認識しております。

○濱本委員

議会で指摘された以前の部分であれば、私はその部分まで言うつもりはありませんよ、例えば 6 月 18 日の 18 時からの打合せというのは、これは本当に言語道断ですけれども。ただ、議会での指摘があつて是正しなければならぬ時期にもそういうものが現実には発生しているというのは、是正されていないということではないですか。議会では是正しますという答弁をしながら、現実には是正されていないということではないですか。では、議会に対し是正しますと言ったその答弁は何だったのですかと聞かざるを得ないわけですよ。いかがですか。

○（総務）秘書課長

議会の御指摘を受けておりました、ずさんであったということは言わざるを得ないというふうに思っております。今後において、この部分、勤務時間等の遵守に努めたいというふうに思っております。

○濱本委員

きちんと規則で定めていることは遵守して当たり前ですから、やはり、それがどのような事情があれ、それを逸脱するというのは基本的には許されない話で、参与は今日お休みということでここにいらっしやいませんけれども、当委員会の中で勤務時間のことについて質問されて、参与自身も私の認識が若干甘かったです、これから先は間違いなく勤務時間については遵守していきますという答弁をしたのですよ。にもかかわらず、こういう事態が発生しているというのは、参与自身がここで答弁したことを本当に実感して、認識していないのではないかというふうに言わざるを得ないわけです。その辺からは、規則で定められた参与という職そのものを参与自身が何か誤解されているのではないかと思わざるを得ないのです。予算特別委員会で参与の条例案や予算が否決されましたので、これから先がどのようになるかはわかりませんが、9 月いっぱいまでは少なくともまだ何日かは残っているわけです。ぜひとも勤務時間を遵守してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○（総務）秘書課長

委員の御指摘のとおり、勤務時間を遵守して、所属課においても、その部分のチェックに努めてまいりたいというふうに思います。

○濱本委員

そのことに関連して、計算できなかったのを確認したいのですが、小樽市嘱託員就業規則というのがあります。この第 5 条、「勤務時間及び休憩時間」の第 4 項、「当該嘱託員の勤務時間は、2 週間当たり 58 時間の範囲内とし、1 週当たりの勤務時間は 38 時間 45 分を超えることはできない」という規定があります。これには抵触していないのですか。

○（総務）秘書課長

参与は小樽市嘱託員就業規則に縛られるといいますか、この規則を遵守しなければいけないという部分の中で、勤務時間及び休憩時間、そのうちの第 5 条でございます。「第 1 項に定める 1 週間当たりの勤務時間を超えて勤務することができる。この場合において、当該嘱託員の勤務時間は、2 週間当たり 58 時間の範囲内とし、1 週間当たりの勤務時間は 38 時間 45 分を超えることはできない」という規定になっております。この中で、参与に関しまして、「2 週間当たり 58 時間の範囲内とし、1 週間当たりの勤務時間は 38 時間 45 分を超えることはできない」という規定を遵守しております。

（「質問と答弁を繰り返しているだけですよ」と呼ぶ者あり）

○（総務）職員課長

今、濱本委員から御指摘がありました就業規則第 5 条第 4 項は、「休日の振替を行う場合」という規定でございますので、例えば、土曜日に出勤したときに、ほかの平日に休む場合にはどうするかというような内容の規定となっておりますので、今、委員がおっしゃった部分とは異なる規定かというふうには思っております。

○濱本委員

それでは、第 5 条に「休憩時間を除き、1 週当たり 29 時間の範囲内」という第 1 項があります。時間をオーバーしている勤務実態があるわけですよ。超えている実態はないですか。

○（総務）職員課長

実態としましては、そういうのは確かにある場合があるという認識は持っておりますが、その 1 週間の中で勤務時間の割り振りを変更して、1 週間のトータル 29 時間でおさめるというようなことで努力はいただいているというふうには思っております。

（「努力していないでしょう」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

何か聞いていても非常にむなしいという、ずっと聞いてきて、第 2 回定例会のときもそうですけれども、勤務実態そのものが規則に沿っていないような実態もある、遵守しますと議会で答弁しているのにその後も改善されていないという状況を見ると、何か非常に残念です、そういう意味では。議会答弁の言葉の重みを何か疑うような気持ちになってしまいます。これをこれ以上聞いても何か答弁が出てくるわけでもないので、実態としてはこういう実態があった、それから、ここから先、どのぐらいの日数があるのかわかりませんが、改善するという約束をいただいたと理解しておりますので、次の定例会のときにまたこのような事態が発生しないように、十分注意していただきたいと思っております。

それから、業務の内容なのですが、素朴な疑問です。業務内容で、土日・祭日を除いて、全く空白のところが幾つかありますが、基本的に参与は、こういう空白の日はどういう業務をしているのでしょうか。

○（総務）秘書課長

空白の日が確かにございます。執務室において担当課との打合せであったりとかという部分に関して記載漏れ等が、記載漏れといいますか、打合せを行っていたというふうになっております。

○濱本委員

全て誰かと打合せをしている、毎日やっているか、私はそうは思わないです。ただ、こういう業務日誌であったら、例えば他都市の除雪状況の調査だとか、何か書きようがあるではないですか。何も書いていないのですよ。何日もあるのですよ。これが業務日誌なのですか。全然不完全な業務日誌と言わざるを得ないではないですか。高い給料をお支払いして、部屋で何をしているかもわからない、それを議会もチェックできない、実際チェックできないわけですから。こういう状況は、どのように認識されていますか。

○（総務）秘書課長

委員の御指摘のとおり、業務日誌としましては不完全と言わざるを得ないというふうに感じております。今後において、業務日報等を作成して改善を図っていききたいというふうを考えております。

○濱本委員

これから改善しますという言葉は、確かに私も嫌いなわけではないです。前向きだというふうに思っていますが、結果責任をとらなければならないということもあるわけです。こういう結果に対してどうやって責任をとるのだということにもなるわけですよ。行政のやる仕事というのは、基本的には瑕疵のないように、要はミステークのないようにやっていかなければならないのに、こういう業務日誌という書類に不備がある、それをずっと見逃してきた、これで当たり前だと思っている。今日、資料要求がされなければ、わからないままですよ。参与は秘書課所属です

から、秘書課長として、こういうものがこれではだめだ、もっと詳しく書いてくださいという指示なりをなぜしなかったのでしょうか。これで当たり前だと思っていたのでしょうか。

○（総務）秘書課長

業務の日記としては完全というふうには思っておりません。チェックの甘さという部分に関して、御指摘のとおりというふうに感じております。繰り返しになりますけれども、今後において、この部分も改善して、日報等の作成に努めてまいりたいというふうに思っております。

○濱本委員

こういうことが実際にあったとしたら、上司の監督責任みたいところが当然発生すると思うのです。秘書課所属ですから、当然、秘書課長の監督責任ということになるわけです。それは結果責任を負わなければならない事態なのかなと思います。勤務時間のことにしても、こういう業務日記の書き方にしても、初めてのことからよくわかりませんでしたというのかもしれませんが、行政の仕事としてあってはならないことだろうなと私は思っています。

次に、この業務の中で、7月23日、ここでは22日となっていますけれども、除雪懇談会。私も町会長をやっているものですから、除雪懇談会に出ました。そのときに、建設部長等がいらっしゃいましたけれども、参加がそこに出席しておりました。誰の指示で参加がそこに出席したのか、どういう意味合いだったのか、私は、参加のもともとの規定からいったら、そこへ出席しなければならない立場ではないと思うのですが、あえてそこにいたというのは、どういう、誰からの指示でそこにいたのか、それがまず1点。

それから、自治基本条例の打合せということで7月に2回ほど、30分と1時間ですか、打合せをしておりますけれども、具体的にどのような打合せをしたのか、その内容について伺いたいと思います。というのは、自民党の会派代表質問で、自治基本条例のブラッシュアップということで質問させていただきましたけれども、そのときは、条例改正は視野にないのだという答弁でした。そういう中で、この自治基本条例の打合せというのは、具体的にはどのような内容だったのか、その内容についてお知らせいただきたい。

それから、6月15日月曜日、たぶん月曜日は定例の部長会議だと思いますけれども、部長会議に出席しています。誰の指示で部長会議に出席しているのか。どういう立場で出席しているのか。第2回定例会の中での市長の説明の一番は、私の公約実現のための政策アドバイザーですというふうに言っていた。それを踏まえると、部長会議に出る必要があるのかなという素朴な思いもあるのですが、その3点を聞かせてください。

○（総務）秘書課長

まず、1点目の部分を答弁いたします。

7月23日、除雪懇談会という形で、第2委員会室で行っております。参加の位置づけ、どこからの要請ということであったかとは思いますが、建設部からの要請に応じて、こちらの除雪懇談会に出席したというふう聞いております。

3点目の6月15日の部長会議での参加の位置づけでございますけれども、会議の委員という形ではなく、いわゆるオブザーバー的な参加として参加に参加していただきまして、そこで意見を述べるとかという形の位置づけではないというような形で参加していただいております。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

私からは2点目ですが、自治基本条例に係る参与との打合せを2回させていただいておりますけれども、代表質問の中で御質問いただいた自治基本条例のブラッシュアップについては、条例改正は行わないということで市長から答弁がございましたが、今回、そのブラッシュアップの一部ということで、自治基本条例で定めております基本原則の中の市民参加の部分を進めていくということで、広く市民の皆様に参加できる手法の検討を進めております。その部分での参与との調整というのでしょうか、アドバイスをいただく機会をいただいた部分でございます。

(発言する者あり)

○濱本委員

まず、今の部長会議の出席ですけれども、オブザーバー的な立場だということはわかりました。誰の指示ですか。そのことは答弁から漏れていました。誰の指示だったのか、市長の指示だったのか、総務部長の指示だったのか、秘書課長の管轄ですから秘書課長の発案だったのか、その点が漏れています。それをまず答えていただきたいと思います。

それから、ここには建設部がいませんので、建設部の要請と言われても、確認するすべがありません。しかし、私の記憶の中でいえば、建設部長も話されたけれども、参加がアドバイザーとしてそこにいたわけではなく、積極的にとこまで言えるかどうかわかりませんが、お話をされていました。非常に違和感を持ちました。参加の職務の中にそういうことはうたわれていないわけですか。やはりそれは、所属が秘書課なのですから、秘書課がしっかりと把握しなければだめなのではないですか。そう思います。その点について。

それから、これでやめますけれども、この業務日誌を安齋委員が要求した出勤簿と照らし合わせました。8月7日金曜日、この出勤日は、済みません、安齋委員の資料で申しわけないのですが、年休ですよ。よく見えないのだけれども、年休と書いているように見えるのですが、8月7日。これがもし年休だとしたら、業務日誌の8月7日に年休と書いていないのです。これを見ても、きちんと体裁が整っていますというふうには残念ながら言えないのです。その8月7日のことも含めて、最後にその答弁をいただきたいと思います。

○(総務)秘書課長

まず、1点目、部長会議に関して、誰の指示であったかという部分でございます。

所属である秘書課で、部長会議自体、各部の部長、それから、所管の秘書課、総務部所管の総務課、あと、企画政策室等の課長職の方も出席されているということの中、そういう会議でございます。その中で、私が市長、総務部長と相談いたしまして、オブザーバー参加というような形で参加していただいたという形になっております。

○委員長

秘書課長の積極的な指示ということでよろしいですか。

○(総務)秘書課長

はい、私の指示ということで。

あと、8月7日、年休をとっておりました。この部分に記載漏れがあったということでございます。

○濱本委員

部長会議に参加が出席することの発案者が秘書課長というのは、どう考えてもおかしいです。市長が鶴の一声で参加を部長会議にアドバイザーとして出席させる、そうやって答弁してくれたほうがよほどすっきりします。裏をとるとこの言い方は悪いですけれども、そうやって秘書課長が答弁すると、総務部長に、いつ相談を受けたのかと聞かなければならないわけですよ。答弁そのものに全然整合性を感じないわけですよ。

それと、この業務日誌の年休が漏れていましたという話も、これは業務日誌であって、ただの業務メモではないのですよ。日誌で、しっかりと課長と主査の印が押してある。ある意味では公文書ですよ。それで記載漏れがありましたと言ったら、どういうお仕事をされているのですか。記載漏れがあった書類は、どのようなものでも本来は成立しないわけでしょう。それが平気で成立している。私は、そういう意味では、業務執行の上でのこういう書類のつくりについての意識を疑ってしまうとしか言いようがないです。今後は、ぜひともこういうことのないように、このようなことが議会で指摘されないように、このような入り口の議論ではなく、もっと本当は先の議論をしたいわけですよ。そのためには、こういういろいろなことの部分の整理が全部つかないと、先に行けないのです。ぜひともそういう整理が早くできるように、議会に対して対応していただきたいことを望んで、質問を終わります。

○総務部長

今、いろいろと御指摘いただきましたことについては、しっかりと受け止めて、是正すべきところは是正するようにしっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎石狩湾新港について

まず、石狩湾新港について伺います。

石狩湾新港で計画されている洋上風力発電について伺います。

既に事業者がそろって、具体的な取組が進められているというふうにするわけですが、小樽市としてどのような対応をとっていたのか、これについて伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

洋上風力発電を進めるに当たっては、石狩湾新港管理組合が事務局として石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会というのを昨年度立ち上げまして、本市では、総務部企画政策室長が委員として参加しております。協議会では、事業者を決定する際の審査基準の内容ですとか、それを確認するというところで、手続が円滑に進むように意見、それから、確認したというところであります。

○酒井（隆裕）委員

この洋上風力発電に限らず、普通の場所でも風力発電などの計画などが進められて、それに関して、自然環境や生活環境に関するさまざまな意見が出されていると聞いております。こうした影響などについても小樽市としての考えを伺いたいということと、先日、これは別のものとありますが、公聴会に参加したわけでありまして。その中で出てくる意見というのは、全てが自然環境、生活環境に関する反対の意見ばかりでありました。こうしたことも踏まえて、小樽市としての考えを伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

現在、公募によりまして洋上風力発電の事業者が決定したということでございます。今後は、この決定事業者が、環境影響評価の第 2 段階であります準備書を作成していくということで聞いておりまして、これで本市としましては、環境保全の観点から、自然環境や生活環境にできる限り影響のないようにということで事業計画を立てていただきたいということを示唆する考えは持っているところであります。

○酒井（隆裕）委員

準備書の段階ということなのですが、実際に、この準備書を経てまた公聴会ということになるとは思うのですが、ぜひこうした意見についても本市としてしっかり聞いていただいて、意見も言っていただきたいと思いません。

次に、先ほど濱本委員から、石狩湾新港国内定期航路誘致期成会の話が若干ありました。それにも関連する話だと思いますが、平成 27 年第 2 回石狩市議会定例会におきます石狩市長の所信表明におきまして、「石狩湾新港では、韓国東部の東海、ロシア・ウラジオストクと石狩湾新港を結ぶ本道初の本格的定期国際貨物航路開設に向けた計画があります。輸送には、生鮮食品の直接輸送が可能となる RORO 船が就航することとなり、これまでのコンテナ船と合わせて物流のスピードアップと複合性が図られ、北海道における国際物流の新時代に向けた拠点としての機能を石狩湾新港が担うことになり、新港後背地域や企業の安定した成長に結びつけてまいりたいと存じます」と述べられているわけでありまして。同様の表明というのは、石狩市議会における第 3 回定例会でも石狩市長が述べているわけでありまして。石狩湾新港管理組合を構成するメンバーでもあります石狩市がこのような発表をしております

けれども、一体具体的にどうなっているのか、これについて伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

今お話がありました具体的な内容ということにつきましては、港湾管理者であります石狩湾新港管理組合には確認したところがございますけれども、新聞報道が少し先行しているというようなことで、具体的に船社といいますか、相手方からのアプローチは一切ないということで聞いております。しかし、本市としましては、今後の動向についていち早く情報が得られるように、随時、管理組合等に対して積極的に情報収集を働きかけていきたいというふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

いずれにしても、石狩市が勝手にやっていくというのはやはり望ましくないのではないかとこのように思うわけです。やはり、小樽市が関係する、小樽市もこの石狩湾新港管理組合を構成するメンバーでありますから、何よりも情報収集をしっかりやっていただくということとともに、これは経済常任委員会の話になってしまうと思うのですけれども、小樽港とのすみ分けとも関係してくる重大な問題だと思うのです。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

経済関係を含めて、小樽港とのすみ分けということがございますけれども、やはり小樽港、石狩湾新港それぞれの特徴がありますので、それぞれの特徴を生かして、少なくとも、施設を整備するに当たっては、過大な二重投資にならないようなことを考えていかなければならないですし、お互いの、社会情勢だとかを踏まえて、今後考えていかなければならない課題とは思っております。

○酒井（隆裕）委員

確認したいのですけれども、この情報というのはいつ知ったのでしょうか。石狩市議会におけるの表明というのがあるわけですが、小樽市として捉えたのはいつだったのでしょうか。そして、それに対する対応策を考えたのはいつだったのか、確認したいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

小樽市としての情報収集は、正直、6月22日の新聞報道がありまして、私も気づいたところでありまして、すぐ管理組合に確認したところ、管理組合の担当者からは、一切、船社側からの情報は、アプローチもないということで、今後の動向は管理組合としても注視していきたいというような情報を得たところでありまして。

○酒井（隆裕）委員

同じ管理組合を構成するメンバーでもありますから、ぜひともお互いに情報を密にして、こうしたことについても情報収集などを含めて進めていただきたいと思いますと思っております。

◎スプレー缶等の回収について

次に、スプレー缶やカセットボンベの回収及び引取り方法でございます。

今年5月、札幌市で、可燃性ガスが入ったスプレー缶の自宅での穴開け作業中に何らかの原因で出火した可能性が高いと見られる住宅火災が発生しまして、3人が死亡するという痛ましい事故が発生したわけでございます。

そこで、本市において、スプレー缶類が原因と見られる火災は、ここ数年で何件発生しているのか、伺います。

○（消防）予防課長

本市におけるスプレー缶類が原因で発生した住宅火災で、平成24年以降の件数は、合計4件発生しており、24年は1件、25年は1件、26年は1件、今年8月末現在で1件であります。

○酒井（隆裕）委員

毎年、スプレー缶類が原因である火災が本市においても発生しているということが確認されたというふうに思うのですけれども、この具体的な中身というのは、どういった中身だったのでしょうか。それについて補足して御説

明をお願いしたいと思います。

○（消防）予防課長

火災原因につきましては、換気の悪い室内でスプレー缶に穴をあけ、コンロの火に引火したものや、ストーブ上やストーブ付近にスプレー缶類を置いてしまい、熱せられたスプレー缶が爆発した事例がございます。

○酒井（隆裕）委員

やはり非常に危険だということは変わりないと思うわけであります。

同様に、ごみ収集車、パッカー車におけるスプレー缶類が原因と見られる火災は、ここ数年で何件発生しているのか、伺いたいと思います。

○（消防）予防課長

本市でごみ収集車におけるスプレー缶類が原因で発生した火災で、平成24年以降の件数は、合計9件発生しており、24年は2件、25年はゼロ、26年は4件、今年は8月末現在で3件の火災が発生しております。

○酒井（隆裕）委員

小樽市消防本部では、8月より、スプレー缶類に自分で穴をあけることができない、また、不安を感じるという方に対して、市内の消防署、支署、各出張所及び各支所において、家庭で使用したスプレー缶やカセットボンベの引取りを開始したというふうになっております。これについては、素早い対応だということで評価したいと思うわけであります。現在までの回収状況について伺いたいと思います。

○（消防）予防課長

消防署、支署、出張所、支所、9か所で回収した本数ですが、8月1日から9月8日までの間、294本のスプレー缶類を回収しております。

○酒井（隆裕）委員

全国的にスプレー缶類の穴あけによる火災というのが多発しているということで、自治体にもよりますけれども、穴あけを指導しないというようなところもあるわけがございます。小樽市においては、中身を使いきり、火気のない戸外で穴をあけ、透明・半透明の袋に入れて出すと、資源物・缶等での収集となっているわけがございます。

そこで、火災予防という観点では、スプレー缶類の穴あけが原因と見られる火災、それから、ごみ収集車、パッカー車における火災、このどちらも予防しなければならぬと考えますけれども、仮に穴あけを不要とした場合のリスクというのは、それぞれどのように捉えられているのか、伺いたいと思います。

○（消防）予防課長

スプレー缶類の穴あけを不要とした場合のリスクですが、住宅火災のリスクは減少すると思われるものの、一方で、穴をあけずに誤ってごみ収集車のプレスに入った場合は、火災のリスクは高くなるものと認識はしております。

○酒井（隆裕）委員

住宅火災のリスクは減少するという事は、はっきりお示しいただいたのですけれども、一方で、ごみ収集車、パッカー車のほうでのリスクは高くなることは懸念されるわけがございます。ただ、そうはいつでも、自家用車のない高齢者にとって、消防署や支署、出張所などにスプレー缶類を持っていく自体、負担や不安があると思うわけであります。場合によってはごみの出し方の変更もあり得ることだと私自身は考えております。小樽市消防本部として、注意喚起も含めて、生活環境部とこの辺についてしっかり協議していただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○（消防）予防課長

本市の過去のスプレー缶類による火災や札幌市での死亡事故を受け、生活環境部と協議した結果、8月1日より、消防本部でスプレー缶類を一時預かり、生活環境部で回収する体制を確立しました。高齢者や障害者の方など、消防署、支署、出張所、支所にスプレー缶類を届けることに負担や不安がある方に対しまして、今後とも生活環境部

と協力して考えていきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

◎「公立高等学校配置計画（平成28年度～30年度）」について

次に、公立高等学校配置計画について伺います。

日本共産党は、北海道教育委員会が決定しましたこの公立高校配置計画、小樽商業高校と小樽工業高校の募集停止に強く反対するところでございます。地域にとって、学校がなくなることは、地域の未来を左右する重大な問題であるからでございます。道教委は、計画の内容として、「中卒者の減少により望ましい学校規模の維持が困難と見込まれる」、このようなことを示しているわけでございます。

そこで、後志学区高校配置計画における2015年度から2018年度までの小樽市内の中学校卒業生の推移を読み上げていただきたいと思えます。

○（教育）学校教育課長

平成27年から30年までの小樽市内の中学校卒業生の推移につきましては、27年3月の卒業生が943人、28年が933人で、前年比マイナス12人、29年が934人で、前年比プラス1人、30年が926人で、前年比マイナス8人であります。

○酒井（隆裕）委員

同様に、2015年度の商業高校と工業高校の欠員数は何人か、読み上げていただきたいと思えます。

○（教育）学校教育課長

今年度の欠員状況につきましては、商業高校が20人、工業高校が4人です。

○酒井（隆裕）委員

先ほど読み上げていただいた内容でもわかるとおり、欠員数に関しては、小樽商業高校が20人、小樽工業高校が4人、さらに、2015年度と2018年度の小樽市の中学校卒業生数を比べてみても、17人減るだけなのです。とても、2間口を削減するという必要性は、私はないというふうに思うわけでありまして。むしろ現状維持でも構わないぐらいの数字ではなかったのかなと思うわけでありまして。

そこで、なぜ小樽市で2間口も削減される、そうした案に反対しなかったのか、伺います。

○（教育）学校教育課長

まず、平成28年度の商業高校のいわゆる1間口減につきましては、25年度に決定したものであります。その中で、小樽市内で、27年3月の卒業生数の前年との比較でいきますと、マイナス32人という数字でありました。さらに、28年3月の卒業生数でいくと、前年比でマイナス16人ということで、この2年間で48人の減ということでございました。また、市内だけでなく後志管内でもこの2年間で147人という減少を踏まえての商業高校の1間口減でありましたので、やむを得ないものと考えております。

そこで、今回の新設校での1間口減につきましては、確かに中学校卒業生数の減少は少ないですが、両校の欠員の状況や後志管内の欠員の状況、また、31年、32年の大幅な減少数などに鑑みると、この再編というタイミングでの1間口減は、やむを得ないものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはり、どう考えても、2間口削減というのは、私は納得ができないし、理解もできないわけです。先ほどの御答弁の中でも、言ってみれば、1間口減については説明ができるものだと思いますけれども、再編のタイミングに合わせて減らしてしまうというのは、やはり、本市の子供たちの未来を考えれば、選択肢を狭めるということにもつながりかねない問題だと思えますが、改めて伺います。

○（教育）学校教育課長

まず、道教委が策定していく中でいろいろな要素に鑑みて決めていく形になりますけれども、当該校での、特に商業高校での20人の欠員という数字であります。道内のいわゆる10万都市の高校で、欠員が20人というのは、こ

れはやはり大きな数字でもございますし、そういったものと、先ほども言いましたとおり、平成31年、32年に、資料の15ページに記載があるとおり、大幅な減少が待っている、そういったものを総体的に考えて、後志管内でもトータル200人を超える欠員の状況があるという部分もありますので、そういったトータルの中での判断があったものと認識しております。

○酒井（隆裕）委員

そういった考えでいったら、今後は、小樽の高校の間口はどんどん減らされるのではないかということにつながってしまうと思うのです。やはり当初の考え方の下で進めていくというのが本来の筋であると思います。

次に、新設校について伺いたいと思いますけれども、高等学校設置基準に照らしてどのような学校を要望されているのか、そういった趣旨で質問いたします。

まず、高等学校設置基準の第5条と第6条を読み上げていただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

第5条は、「高等学校の学科は次のとおりとする」という柱書がありまして、第1号「普通教育を主とする学科」、第2号「専門教育を主とする学科」、第3号「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」。

第6条は、第1項「前条第一号に定める学科は、普通科とする」、第2項「前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする」、第1号「農業に関する学科」、第2号「工業に関する学科」、第3号「商業に関する学科」、第4号「水産に関する学科」、第5号「家庭に関する学科」、第6号「看護に関する学科」、第7号「情報に関する学科」、第8号「福祉に関する学科」、第9号「理数に関する学科」、第10号「体育に関する学科」、第11号「音楽に関する学科」、第12号「美術に関する学科」、第13号「外国語に関する学科」、第14号「国際関係に関する学科」、第15号「その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」、第3項「前条第三号に定める学科は、総合学科とする」、以上であります。

○酒井（隆裕）委員

これまで要望として挙げているとされますものがどれに当たるかというのは、大変重要なことだと思うわけであり、アンケートの中でも、要望として出したものには、すしやスイーツ、外国語、ガラス工芸などのものづくりというものが挙げられているわけでありまして、これがこの設置基準に照らしてどれに当たるのか、示していただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

まず、本年1月に提出しました道教委に対する要望につきましては、学科を要望したものではなく、こういった教育内容を取り入れた高校の設置を要望したものでありますが、御質問がありましたように、当てはめていきますと、すしやスイーツにつきましては、家庭に関する学科、教育内容によっては農業に関する学科ということもあるかと思えます。

次に、外国語につきましては、そのままですが、外国語に関する学科。

ガラス工芸については、第6条第2項第15号、その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科、いわゆる専門学科ということになります。ただ、要望では、「ガラス工芸や機械・金属製品などの「ものづくり」としておりますので、機械・金属製品ということであれば、工業に関する学科になります。

○酒井（隆裕）委員

外国語はわかるのです。ただ、すしやスイーツは家庭に関する学科だというふうに言われても、それを教える教員が一体どれだけいるのか、それから、ガラス工芸などのものづくりについても、その他と言いきってしまっているのです。これも、専門的に教える教員が必要だというふう思うわけであり、いくら要望といっても、こういった基準に当てはまらないということを要望するというのは、小樽市としてどうなのかと思うわけですが、その点について伺います。

○（教育）学校教育課長

本市の要望は、いわゆる盛りだくさんといえますか、いろいろな御意見をとりまとめた上で、先ほども言ったとおり、学科を要望したのではなく、こういった内容を学べる学校ということで要望したところでありますが、実際、道内的にも、工芸科であれば、おといねっふ美術工芸高校ですとか、食品、調理という家庭に関する学科でいきますと、三笠高校とか、そういったものがありますので、そういった教員配置とかそういったものは、どういう教育内容にしていくかということが決まった上で、道教委で考えていくというか、どういう配置ができるかというのも検討されていくというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

納得はできないのですけれども、次に移ります。

教育長は、新聞報道で、「職業学科をベースに進学もできる形を新設校の理想の一つ」だと述べられております。工業高校においては、2010年度では、就職内定数96名に対し、進学合格数は合計53名、2013年度では、就職内定数87名に対し、進学合格者数合計26名、商業高校については、2013年度は、就職決定数が45名に対し、進学決定数が62名となっております。これまで商業高校、工業高校も進学できる高校であると考えられるわけでありましてけれども、報道で述べられた趣旨についてお答えいただきたいと思っております。

○（教育）学校教育課長

新聞報道での教育長のコメントについてであります。商業高校も、工業高校も、進学されている生徒は、専門学校とか専修学校への進学が多いということが挙げられます。本市の要望書でも、記載しているのは、「大学進学に対応する高校」ということで、潮陵高校、桜陽高校に次ぐ第3の普通科といいますか、そういった大学進学に向けて学べる高校、そういった御意見もあったところで要望しているところでございます。そういった意味合いで教育長のコメントがあったというふうに承知しております。

○酒井（隆裕）委員

専門学校も、専修学校も、立派に教育しているところで、その点では、進学先としても適切どころだと思うのです。大学教育ということになれば、当然、普通科であるというのが当然だと思うのですけれども、本当にそういったことでよろしいのでしょうか。報道の中では、「職業学科をベースに」というふうにお答えになっているのです。その点について、もう一度伺います。

○（教育）学校教育課長

この要望自体も、職業学科の再編に当たっての要望ということで、そういったいろいろな職業学科を列挙したわけではございますけれども、その中でも、市民の方からの意見で、大学進学にも対応できる学校という声もありましたので、そういう意味合いで、職業学科の再編に当たって、当然、職業学科もありますし、また、そういった大学進学に対応できる高校ということで要望したところでございます。

○酒井（隆裕）委員

大学進学というのは、職業学科でも十分可能なのです。推薦入学とかで入っていく子供たちもたくさんいらっしゃいますし、これまでも、例えば東京理科大学とか、そういったいわゆる偏差値の高い学校にも進学しているという実績もあるわけでありまして。そうした面からいえば、大学進学できる学校といっても、今もしているというふうに思うのですけれども、「意味合いで」というふうに言いましたが、本当にこういった意味合いでよろしいのかどうか、小樽市として、オブザーバーとして、それでいいのかどうか、もう一回説明してください。

○教育長

平成25年の卒業のベースで、道教委の調べで申し上げますと、工業高校が、進学52名中、13名が大学、そのうちの10名が工業大学、当時の北海道工業大学、それは推薦枠なのです。それから、一定の学力の水準によつての推薦ということで、誰でも行けるわけではない。そもそも、どこの大学も受けられるような履修科目が工業高校にはな

いということがあって、推薦枠でしか今のところは行けない状況なのです。ところが、市民の要望とすれば、どこかの大学も受けられるようなチャンスを、そういう科目履修をできる学校にしてほしいというのが市民の要望でございまして、そういう意味合いで、大学進学へもということで私が発言した、そういう趣旨でございます。新しいタイプの学校ということを要望していますので、今、道立高校で、新しいタイプの学校で総合学科というのは、普通科をベースにした総合学科、もう一つは単位制の学科、これが主に新しいタイプの学校。小樽市がそれに加えて要望しているのは、今までにないタイプの学校もつくってくれたらいいのではないかと、普通科でも、それから職業科も。先ほど言った総合学科というのは、普通科総合学科、そうではなく、職業科も交えた総合学科もあるのではないかと、そういうことの提起のために、大学へも進学できる新しいタイプの学校、そのように申し上げたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

申しわけないのですが、総合学科というのも、結局は、予算的には、職業学科でもなく普通科でもない、どっちつかずとなって、教えきれないというのがあったりすると聞いております。例えば、工業では旋盤とかNCとかいろいろなものを用意しなければならないけれども、総合学科ではそういうのができない、そうしたこともあるというふうに聞いていますので、改めてオブザーバーとしてしっかりと意見を上げていただきたいと思います。

次に、道教委は、来年 6 月の公立高等学校配置計画案の中で新しい学科を示す予定だとされておりますけれども、検討委員会にオブザーバーとして参加するに当たって、市教委からは誰が参加する予定なのか、お答えください。

○（教育）学校教育課長

事務レベルの協議もあると聞いておりますので、私が出席する予定でございます。

○酒井（隆裕）委員

現在の中学生にとって、進路に関してじっくり考える時間がないというのが、一番大きな問題だと思うのです。もうすぐに迫っているのです、新しい学校というのが。そもそも、来年 6 月に計画が示されるということでありまされども、そのためには、いつの時点で市民又は保護者などに、こういった学科なのかということを示されるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

示すタイミングは道教委で決める形にはなるのですけれども、例年どおりの動きでいけば、6 月になると思っております。

○酒井（隆裕）委員

やはり、現在の段階でも決まっていない学科を来年に決めて、それから 2018 年度より新設校というのは、誰から見てもあまりにも無謀な話だと思うのです。やはり、オブザーバーとして参加するからには、しっかりと市民の意見なども集約するというのも含めて、延期を呼びかけるべきだと思いますが、お考えを伺います。

○（教育）学校教育課長

道教委の高校配置計画につきましては、3 年先を見据えて計画を定めるという方法で行ってきております。そうした中で、商業高校と工業高校という異なる学科での統合ということ、また、本市でも要望書を提出しております。さらに、両校の校長などそういった現場の職員の方の声を聞きながら学科を決めていくということもありますので、一定期間、そういった検討の時間が必要だというふうに理解しております。オブザーバーとしましては、地元の声を取りまとめて本市の要望を提出しておりますので、その要望が反映されるよう努めていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎新・市民プールについて

次に、新・市民プールについて伺います。

陳情第 5 号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてが第 2 回定例会において全会一致で採択されたわ

けであります。市長は、これまで、民地も含めて検討していく、調査は始まった段階である、さらには、4年間で実現できるような体制を整えてまいりたいというふうに述べておられます。

そこで、仮に民間地も含む適地が各種団体、市民などから提案されれば、検討する余地はあるのかどうか、確認したいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

具体的にどういう土地が提案されるのかということによって変わってくる部分というのものもあるのかとは思いますが、基本的にその土地が適地であるかどうかということも含めて調査といいますか、検討するという事はやってみる必要はあるかというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

例えば、緑小学校も統合するという事でもありますけれども、この跡については小樽公園と、その部分でどうするという話とかというのがあるわけなのですが、それとか、移転する小樽掖済会病院の跡、こういったところも跡地になるということで、私としては、検討する一つではないかなと思うのですが、仮にこうしたところに移すという場合には、どういった問題があるのかどうか、伺いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

今お話がありましたように、検討調査する対象としてはあるかというふうにも考えておりますけれども、今ございました現在の緑小学校の用地につきましては、建設部で小樽公園の駐車場ということの位置づけがあるということで、今のところは把握しております。それから、掖済会病院が移転した跡につきましては、今、私どもで調べているところでいきますと、面積的に2,800平方メートル少々ということで、多少狭いかというようなことで感じておりますけれども、いずれにしても、検討していく中でさまざまな問題等につきまして調査していきたいというふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

掖済会病院の跡といいますと、ハローワークがある場所なのです。今の段階でそのようなことは全く言えないというふうに思うのですが、仮にハローワークを1階に持ってきて、その2階にプールを持ってくるということであれば、その2,800平方メートル少々でなくてもできるのではないかなと、ありとあらゆる手段について検討していくということでは、やはり可能性としてはあるのではないかなと思うのですが、そういった可能性について伺います。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員がおっしゃったように、いろいろな可能性について調べてみるということも必要なことかと思っておりますけれども、プールをつくってハローワークをということになりますと、ハローワークとの交渉などいろいろ出てくるかと思っております。現段階では、そこまでのことは考えておりませんが、いろいろな検討の中の一つということでは捉えていきたいというふうに、現段階でどうするかということとは全然まだ言えない段階でございます。

○酒井（隆裕）委員

やはり民間の土地でもありますので、すぐ売られてしまうことになったら、手のつけようがないということになりかねないのです。やはりこういった点について注視していく必要があるのではないかなと思っております。

最後に、こうした問題については、いずれにしても一部局の中で検討できるような問題ではないというふうに思うわけがあります。そこで、庁内に、教育委員会をはじめとして建設部、財政部などを交えたプロジェクトチームを早急に設置する必要があると思っておりますけれども、企画政策室としてどのように考えているのか、伺います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在、教育委員会におきまして、建設の適地、こういった調査などの取組を進めておりますので、そういった状況も踏まえながら、その必要性等も含めまして、教育委員会と連携して協議、検討してまいりたいというふうに考

えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 24 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○齊藤委員

◎文化芸術振興について

大分、しばらくお待ちいたしましたけれども、文化・芸術振興について伺いたいと思います。

一般質問で小樽市文化芸術振興基本計画の評価などについて伺いました。市長の答弁は、「文化・芸術行政は、教育委員会への事務委任や補助執行により意思決定手続が複雑でわかりづらいことから進行管理が十分にできない状況」とのことでした。これは大変重要な御答弁であると思いますが、まず、この文化・芸術振興にかかわって、何が事務委任で、何が補助執行により行われているのかというところを具体的にお示しいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

ただいまの事務委任と補助執行の部分でございますが、事務委任につきましては、小樽市事務委任規則におきまして、小樽市文化芸術振興条例の条文のうち、アーティスト・バンクについての事務、それから、小樽市文化芸術審議会の庶務を行う職員の指定その他の補助執行させる事務を行う職員の指定となっております。

補助執行につきましては、小樽市文化芸術振興条例の規定による基本計画の公表、小樽市文化芸術審議会に関する事務その他の同条例に基づく事務となっております。

○齊藤委員

大ざっぱに言うと、アーティスト・バンクだとか、審議会の委員に関する事、それから、補助執行は、基本計画に関する事が主ということですが、そこで、その意思決定の手続が複雑でわかりづらいということが言われておりますけれども、具体的にどういったケースでその意思決定の手続が複雑になるのか、また、わかりづらくなるのか、こういった点についてもお示しいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

文化芸術振興条例に基づきまして、文化・芸術行政は市長の事務となっているところです。それでありながら、市長部局に担当窓口がなく、先ほど申しました事務委任等で教育委員会に委ねられている形となっております。このため、市長に権限があるのか、教育委員会に権限があるのか、それが不明確、わかりづらいという点がこの答弁の趣旨ということになっております。

○齊藤委員

さらに、その結果として進行管理が十分にできていない状況というのは、ある意味、ゆゆしき問題なのだと思いますけれども、基本計画についてのことだと思いますが、どのようなところで進行管理が十分にできていないということになりますか。

○（教育）生涯学習課長

これも、具体的な例という部分ではないのですが、事務の進行が遅れていたとしても、その指導を行う部署が市長部局になく、教育委員会にはその権限がないため、十分な進行管理ができていないという趣旨でございます。

○齊藤委員

実際にどちらがやっていかかわからないという非常に困った状態になっているということなのですが、市長としては、「今後においては、簡略で迅速に判断できる制度や組織体制について、教育委員会とも十分に協議をしてみたい」と答弁されています。また、市長は、もう少し後のほうで、「文化・芸術行政を市長部局で扱うことにつきましては、簡素で効率的な組織体制などを検討した上で、教育委員会において事務を執行するのが望ましい」という判断を示されています。これらの市長答弁の考え方をまとめますと、意思決定手続を簡略にして、判断を迅速にできる制度や組織体制をつくれれば、そういうものができれば、これまでどおり教育委員会、具体的には生涯学習課で事務を執行するのが望ましいということなのですが、ここで問題になるのは、最初に言った、意思決定手続を簡略にして、判断を迅速にできる制度や組織体制ができればいいのですけれども、結局、事務委任とか補助執行とかというのが残っているものですから、そういう残っている状態で、しかも簡略で迅速な意思決定ができる、そういう組織体制をどうやってつくるのかということが一番大問題なのです。この辺について、市長はこのように答弁されたのですが、教育委員会のお立場としてのお考えを教育長から伺いたいと思います。

○教育長

私とすれば、市長の意を酌んでと申しますか、私自身も、補助執行ではなく、権限を全て教育長に、教育委員会に委任してほしい、教育委員会の権限において文化行政を執行できる、その執行の責任を教育委員会が負う、そういう明確な規則、また、今のところは条例改正も必要がないのではないかと。ただ、条例は条例としながら、その業務を教育委員会に委任する。

ただ、問題は、先ほども言いましたとおり、執行管理の各課から、関連課から、教育委員会が進行管理の表を使って全部集めるのですが、それに対しての指導業務、遅れているところ、そこを促進するところが、委任はしたとしても、市長部局に対して教育長の権限が及ぶのか、そのところが一つ問題なので、それであれば、市長部局に窓口を一元化するだとか、市長部局の文化を一元的に扱えるようなポジションがどこかにあれば、そこの連携において私どもの遅れているところだとか行っていることとの調整とかそういうものができればいい、そのような意味で、市長が内部組織を簡略して、中で教育委員会にやっていただくことが望ましい。総合博物館、文学館・美術館、図書館といったいわゆる学芸サイドの人員体制も現実に教育委員会の中にいる、そういうこともあって、今の体制でどういうことが一番望ましいかという、私が今言ったそういう方法でとりあえず組織体制を整えた中で、責任体制をはっきりさせながら業務を進めることが得策ではないか、私自身もそのように考えております。

○齊藤委員

確かに、条例をつくる時には、どちらかという、法の改正などもあったのですが、札幌市とか北海道とかも、文化行政が知事部局あるいは市長部局に移っているというような趨勢の中でだったものですから、条例のづくりが市長ということになっていますけれども、条例改正をしなくても、教育長がおっしゃるように、教育委員会ですっきり司令塔になって全体をやっていけるということであれば、本当にそのほうが結構かなと思うわけですが、教育委員会所管のいわゆる社会教育関係施設、総合博物館とか図書館とかそういう施設の関係、そこでの専門職員の活動、それから、文化団体支援事業、文化団体に対する支援、こういったことは、もともと教育委員会プロパーの仕事です。あと、産業港湾部の所管で、いろいろな観光に関連した施設、そこでも、いろいろ文化活動が行われている。また、産業振興、ガラス工房だとか、いろいろな金属の工芸だとか、いろいろな皮の工芸だとか、いろいろなものがありますが、そういった工芸の工房、そういったところは、産業港湾部のかかわっている部分です。また、マリンホールだとか市民会館とかこういう文化施設といいますか、そういった箱物については、生活環境部の所管

になっている。

いろいろ本当に多部署に文化関係の業務が散らばっていて、そういったものをしっかり一元的に、戦略的につなげていくということが非常に大事だと思うのです。そこで戦略を立てて、文化行政、文化政策というものもやっつけていかなければならない。そういった場合に、今、教育長がおっしゃったような、教育委員会がまず権限を持つ、プラス、そういった市長部局の多部署、多くの部局との調整というのは、やはり市長部局で、今、教育長がおっしゃったように、総務部なら総務部の窓口が 1 個ないと、そこと教育委員会がきっちり連携するというような形が必要かと思うのですが、そういった体制づくりといたしますか、市長部局側として、総務部長、どうでしょうか。

○総務部長

今いろいろございました社会教育的な施設、それから、産業港湾部が所管するような施設にもまたがる、それから、市民センター等、そういったものにもまたがるといったようなことで、全庁的な調整をする窓口が、市長部局である、代表的には総務部あたりにあるとよいかということでございましょうけれども、全庁的な体制をもって何かをするということになりますと、やはり総務部が一義的には窓口になると思いますので、その辺は総務部でもよく考えて対応してまいりたいというふうに思っております。

○齊藤委員

市長の答弁がそういうことで、教育委員会とも協議したいということですので、そういう権限のまず委任とか、あるいは窓口の一本化とか、そういった部分についてももう一步前進する取組を早急をお願いしたいと思います。

◎社会教育専門職員の拡充と（仮称）小樽市総合戦略（素案）について

次に、社会教育専門職員の拡充、増員と（仮称）小樽市総合戦略（素案）ということで、まず、社会教育法や図書館法、博物館法等に定められている社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員の役割について、簡単にお示しいただきたいと思っております。

○（教育）生涯学習課長

社会教育法に定められる社会教育主事の職務であります、「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない」「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」と定められております。

○（教育）総合博物館長

博物館学芸員につきましては、博物館法第 4 条第 4 項に規定がございまして、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と規定されております。

○（教育）図書館長

図書館の司書でございますけれども、図書館法では、「司書は、図書館の専門的事務に従事する」と規定されております。そして、図書館の定義といたしまして、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されております。

○齊藤委員

それで、本市におけるこの社会教育主事、司書、学芸員の配置の状況についてお示しいただきたいと思っております。

○（教育）教育総務課長

全て、嘱託員を含めました人数で申し上げますけれども、現在、学芸員につきましては、総合博物館に 7 名、文学館・美術館に 4 名、計 11 名でございます。

司書につきましては、市立図書館に 9 名。

社会教育主事につきましては、生涯スポーツ課に 1 名のほかに、生涯学習課の主査 1 名が先日研修を終了しまし

たので、まもなく社会教育主事の発令をするところでございます。

○齊藤委員

今、嘱託員を含めてと言ったのですけれども、嘱託員を除くと、どうなりますか。

○（教育）教育総務課長

嘱託員を除いた数で申し上げますと、まず、総合博物館につきましては、今申し上げた全員が正職員で、7名でございます。そして、文学館・美術館につきましては、4名のうち、嘱託員につきましては、2名でございます。

それと、図書館の司書でございますけれども、図書館の司書は、嘱託員は、9名のうち5名でございます。

もちろん、社会教育主事は正職員でございます。

○齊藤委員

それで、今日の、社会教育という言葉が、生涯学習とか生涯教育とかいろいろ変わっていますが、その生涯学習あるいは社会教育の目的というのは、行政の側に、普及すべきあるいは教育すべき何かがあって、それを何か広めていくとか普及するとかそういう押しつけのようなものではなく、問題意識を持っているあるいは興味・関心を持っている市民の知的あるいは文化的要求に対して、そのいろいろな素材又は知的、文化的若しくは芸術的活動の助けとなるような情報とかツールとか、そういったものを提供させていただくという、押しつけではない、市民に対するサービス業というか、そういったものだと思うのですが、そういう考え方については、教育委員会としてはどうお考えでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの学芸員の配置状況について、生涯学習課にも学芸員が1名おりますので、補足させていただきます。

それから、ただいまの素材、ツールを提供する立場という部分につきましては、現に活動するさまざまな団体・個人の活動内容を把握し、それを促進、支援することも、生涯学習における大きな仕事の一つであると考えております。

○齊藤委員

そこで、現代のそういう生涯学習の現場において、本市のいわゆる社会教育主事や司書、学芸員といった社会教育専門職員が日々その職場の業務の中で多くの市民と直接に触れ合っている、市民から多くのレファレンス、図書館でいえばレファレンスの相談を受けたり、また、総合博物館においても学芸員がいろいろな来館者の御要望とか御意見とか質問を受ける、あと、ボランティアの方もいらっしゃるしまして、いろいろ手伝っている方からいろいろな意見とかがある、そういう市民の声に直接日常接している学芸員、専門職員、そういったことが非常に多いと思うのです。具体的に、図書館における年間のレファレンス数、それから、総合博物館におけるそういったレファレンスと申しますか、質問、相談等の件数について、わかれば、お示しいただきたいと思っております。

○（教育）図書館長

平成26年度の図書館のレファレンス件数でございますけれども、1年間で5,964件ございました。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館におけます質問件数ですが、例年1,100件程度となっております。

○齊藤委員

そういうことで、学芸員と申しますか、専門職員がそういう施設の中で市民と直接触れ合っている、だから、図書館にしても、総合博物館にしても、建物があって何か本がある、あるいは展示してある、そういう物的なものではなくて、そこの中でいろいろ専門職員が働いているということが非常に大事な要素だと思うのです。

そこで、少しとつぴな話になるのですが、冒頭で報告がありました（仮称）小樽市総合戦略（素案）の重点戦略①と③にかかわって、そういった社会教育専門職員が直接市民と触れ合う、そういう立場から得たいろいろ

な情報、市民からの、市民の知見といいますか、市が何かどこから情報を持ってくるというのではなく、市民の中にあるいろいろな意見や知見、情報をもう得ていると思うのです、そういう専門職員の方は。そういう内容を行政に、特に文化、教育、芸術に関する行政にフィードバックさせる、そして、そういう行政の意思決定にそういった専門職の方々がかかわっていける制度、組織体制を検討することはできないかということなのですが、これからこの点は非常に大事な要素になって、行政の上でも、市民と語る会を議会ですべてやっていますが、あと、市長が市民と語る会みたいなものがあります。そういった部分で、市民から情報、意見を受け取るということ、プラス、その社会教育の分野で市民の声、意見が行政に反映されてくる、そういう大事なルートが本来あったのですけれども、今、生かされていないのではないかなという気が非常にしてしまっていて、その点はどうでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

市民の皆さんからいただいた御意見や情報を共有し、行政に反映させることにつきましては、今後、例えば、日本遺産に向けた組織体の中に意見反映などをしてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

先回りして言われてしまったのですが、せつかくいろいろ業務上で直接市民の声に接して、多くの要望・意見、そういったものを聞いて、もちろんみずからいろいろ専門知識を研さんしている、そういった方の、専門職員の知見を行政の意思決定に生かしていく、その意思決定にそういった、組織的にそういったものを吸い上げる仕組みといいますか、特に大事ではないか。日本遺産とかにもこれから挑戦するということですし、佐々木委員が提案されていますけれども、そういった場面ではこれから特に学芸員等の力が大事になってくる。そういった場合に、その学芸員だけではなく、司書だとか、社会教育主事だとか、そういった市民に対して触れ合う、そういう専門職の人を拡充、増員する必要があるのではないかと、そして、ただ数だけ増やすというのではなく、その人たちが市民から受け取るいろいろな内容を行政の中に反映させる仕組みをつくるということは、ぜひやっていただきたいのですが、どうでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今後、組織体制の検討におきまして議論すべき課題であると受け止めております。

○齊藤委員

教育部長、どうですか。御意見を。

○教育部長

組織体制のことで話させていただきたいことが一つありますけれども、私は6月に教育部に配属されまして、6月、7月、8月、9月、まもなく4か月が終わりますが、感じますのは、幾つもの社会教育にかかわる審議会、協議会というのが設置されておりまして、その中にももちろん司書の方、学芸員の方も入られておりますけれども、私どもが通常やっている事業というか、政策というものを追認いただいているような形で終始しております。本来、御意見をいただいて、それを政策に反映していく、そういう役割を審議会なり協議会にお持ちいただいているはずなのですが、十分機能していないというのがここ4か月の私の実感であります。ですから、新しい体制を新たに構築するということも考えていかなければなりませんけれども、私としては、既に設置されている審議会、協議会をまず十分に機能させていって、その中で委員の方々からいただいた御意見を政策なり事業に反映させていくということが先決ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、専門職の増員、拡充につきましては、今、日本遺産のお話も出ましたが、それぞれ社会教育機関の担当者と話をしていただきまして、こういったレファレンスサービスの環境をさらに拡充させていく必要があるということであれば、教育委員会全体の中の人事配置の中で検討もさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○教育長

審議会は、各種の、社会教育委員会議ですとか、文化財審議会ですとか、さまざまあるのですが、これまでともすれば団体推薦の委員という形でほぼ固定的にしていたものを、現に今、活動している人、実際に例えば社会教育の中で活動している人を委員にするということで、これに順次取り組んでおりまして、非常に内容が、単に型どおりの意見を聞く会ではなく、どんどん提案をいただく審議会にどんどん変わってきております。ただ、まだそういう意味では全体が変わりつつある進行形の段階だということをございまして、いずれにしても、専門職の方を行政の組織の中で一緒に巻き込んで仕事をしていくということには少し欠けているというか、これは教育職もそうなのですけれども、指導主事という専門職が教育委員会の行政に組み込まれていく、それが、なかなか行政と一体となった仕事ができない、そういうことが現実、私が 4 年前に来たときに、感じておりましたし、それを、専門職と行政職が一体となって、市民の声を行政の中に反映させていくというのは、本当に行政のイロハでございまして、それは順次進めておりまして、部長が言ったこの 4 か月では、そういう場面がたまたま多かったのかと思いますが、順次進めておりますので、その気持ちは、今、教育委員会、そういうことで。

それと、審議会のことでいえば、できるだけ公募という方法で一般市民を各種委員の中に、公募を促進して一般の市民の意見を吸い上げるような組織体にしていこう、そういう動きもしておりますので、どんどん、斉藤委員のおっしゃった開かれた教育委員会に向けて、鋭意頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

○斉藤委員

もう一点あるのですが、職員の増員のことにかかわるのですけれども、特に図書館なのですが、分館機能というのが非常に重要ではないかというふうに思います。例えば、東南部の銭函や朝里、それから、北西部、高島、塩谷、忍路、そういった市の中心部から少し遠いところ、こういったところに行きますと、図書館を利用するのなかなかままならないのだという声をよく聞きます。確かにわくわくブック号が走ってくるのですけれども、やはりそれでは十分ではない。こういったところに、蔵書とか、建物を主眼とするのではなく、そういう物を主眼とするのではなく、レファレンスに主眼を置いた、そこに司書がいるよ、いろいろな読書相談といいますか、本の検索の指導、検索の相談、何か調べたいものがあるのだけれども、どうしたらいいか、そういったことに対応する、そういう分館機能といいますか、何百冊、何千冊の本がなくても、本棚一つでも、あと、パソコン 1 台さえあれば、司書の方がいてさえくれば、いろいろなことができる。例えば、塩谷サービスセンターのどこか一角に 1 コーナーつくって看板を上げれば、司書の方がいれば、いろいろな活動ができる。ハードの部分で何か整備するというのも若干は必要でしょうけれども、それが主眼ではなく、人を大事にするといいますか、人が活躍できる、そういったことが必要ではないかというふうに思うのです。そういう図書館の機能の、分館的な機能の、エクステンションといいますか、その拡大というか、そういったことについては、図書館ではどうでしょうか。

○（教育）図書館長

斉藤委員がよく御存じのとおり、現在、分館はございせんが、小樽市の中央から離れた地域の方々へ、図書館としては二つのサービスを行っております。先ほどおっしゃいました図書館バスの巡回貸出し、二つ目は、塩谷地区には塩谷サービスセンターが、銭函には銭函サービスセンターがございせんが、そこで本を返す、そういったサービスを現に行っているところでございせん。そういった地域の方々へのその他のサービスとして、市民の皆様が身近な場所で図書を借りたり返したりすることができるためにはどういった方法があるのか、それは将来的には検討してまいりたいと考えております。また、仮の話になりますけれども、委員のおっしゃったサービスの拡充ということで、将来的に地域サービスの拠点ができたとしましたら、その拠点に司書を常駐するというのは正直なかなか難しいかもしれませんが、ただ、月 1 回とか 2 回とか、定期的に司書を派遣いたしまして、地域の方々の読書相談やレファレンス相談に乗ることは将来の課題の一つだとは考えております。

○齊藤委員

そこで本を借りたり返したりということも、便利さという部分では確かに大事なことではあると思うのです。そこで本を借りられなくても、返せなくても、その本自体は、今、現代ですから、申し込んでおいて、電話、パソコンとかで、メールとかで申し込んでおいて、後から送ってくるということでも別に構わないのですけれども、レファレンスというか、本当に相談して、こういうことはどうなのだろう、ああいうことはどうなのだろうという相談的なことは、やはり、目の前に司書の専門の人がいてくれるということがすごく大事な要素だと思うのです。そういった部分で、ぜひその人的な部分を増強といいますか、拡充できないのかというのが今回の質問の趣旨なのですが、先ほど言いました（仮称）小樽市総合戦略（素案）の人口減対策とか、また、過疎債、過疎計画の話もありましたけれども、小樽の中でのそういう部分を考えれば、市の中心部から離れたところにどういった市民サービスを広げていくのか、そういった部分が大事になってくるのではないかなと思いますので、ぜひそういう施策の中に今のようなことをできれば事業化して組み込んでいただきたいと思いますのですが、その（仮称）小樽市総合戦略（素案）の部分ではどうでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま委員から御指摘がございましたとおり、地域の特性に配慮したような施設等、行政サービスも含めた配置についてでございますが、（仮称）小樽市総合戦略（素案）の第 2 章の「Ⅱ. 基本的な考え方」に、「各地域の特性に配慮した戦略の必要性」ということがうたっております。そもそも、先ほどの出張所のお話でありますけれども、【基本目標Ⅰ】の「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」であったり、重点戦略には、委員からも御指摘がございましたとおり、「育て上げるチカラ」、あるいは戦略③の「呼び込むチカラ」、こういったものに該当しているということは間違いのないこととございます。まず、地方創生の関連予算につきましては、人件費について手当てはされないという状況でございますので、事業化に当たりますと、人件費の手当てをまずするというのと、事業化とあわせてまずは教育委員会で事業を立案、検討していただければということと、それを含めてその動向を見ながら私どもの戦略にそれを登載していくのかどうかということを議論させていただきたい、加えて、その辺の財政的な部分につきましては、財政部とも協議しながら、予算化していくという流れで考えております。

○齊藤委員

ぜひ、教育委員会からも一言、前向きな御答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○教育部長

総合戦略の中に、そういったレファレンスサービスの機能強化ということの位置づけで人員配置をしていただければということのお話だったかと思いますが、少し時間をかけながら検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

○佐々木委員

◎（仮称）小樽市総合戦略（素案）について

1 点目は、今も話題になっておりました（仮称）小樽市総合戦略（素案）についてお聞きします。

まず、この話の前提としてお聞きしたのですけれども、内閣府地方創生推進室の地方版総合戦略策定のための手引きというのがあるのです。この中にこのつくる中身が出ているということなのですけれども、その中の最後に「地方議会による議論」という項目がありまして、「地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段

階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です」というふうになっています。策定段階の審議の場というのは、今の当委員会のこの場以外にも設定されているのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま策定中でございます総合戦略につきましては、計画期間に今年度も含まれ、平成31年度までという5か年の計画になっております。国としましても、28年度の当初予算に反映させるという考え方から、目安として10月末までの策定というのを示しているところでございます。委員及び議員の皆様におかれましては短い中で御審議いただいているという認識はございまして、可能な限り私どもも情報提供を行ってきたところではございます。8月27日、今定例会前には全議員に対してたたき台を、9月11日には同じく全議員の皆様にも素案との新旧対照表を、本日の総務常任委員会資料としましても資料一式を配付させていただいたところではございますが、委員がおっしゃるように、審議自体は今定例会のみというような状況でございますので、今後、御意見等あれば、また個別に御意見を伺いたいということと、パブリックコメント等で御意見をお寄せいただく部分とあわせて、市としての考え方を示したいと考えております。

○佐々木委員

素案をいただいたのは、おととい、2日前でした。本来だったら、その日が総務常任委員会だったわけです。その段階でいただいて、今お聞きしたように大変な中で仕事をされているということは重々わかっているのですけれども、やはり十分な審議がない中で進んでいくということで、私もこれだけの内容を正直なところまだ熟読していないのです、目は通しましたよ。それで議員として十分なチェック機能を果たしているかどうかというのが、非常に自信がない、市民の皆さんに大変申しわけない中で、このような議論をしなければならないというのが非常に辛いところなのです。そのことについては、また別の機会でも構わないのですけれども、ぜひきちんとした議論ができた中で話をさせていただける機会を設けていただきたいというふうにはまずはお願しておきます。

それで、中身に入りますけれども、まず、以前、議員に配付されておりました、今、話のあったこのたたき台と、今回、配付された素案で、構成や文章、中身がずいぶん変更されています、お話のあったように。たたき台は早くに来ていたので、ずいぶん読みました。そして、素案を見てみたら、びっくりするほど中身が変わっているものですから、読む暇がなくて本当に申しわけないという状況なのですけれども、まず、変更の経緯だとか、その理由、主な内容的な部分での変更点などについて説明してください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

8月28日に第4回小樽市人口対策庁内検討会議を開催し、9月1日に、これは官民なのですが、第4回小樽市人口対策会議を開催したところでございます。ここでいただいた意見を基に、事務局で配付したたたき台を修正いたしまして、その修正内容について庁内検討会議のメンバー、各部に、これでいいかということで照会をかけております。その照会の回答を得て、さらにたたき台を修正しまして、9月4日、第5回人口対策庁内検討会議を追加開催し、さらにいただいた意見を基に事務局でたたき台を再修正しまして、これをまた各委員に修正内容の確認を依頼したというような流れでございます。したがって、たたき台として配付した内容からは、大分その経過を踏まえて変更されているというところでございます。

主な変更点につきましては、施策の方向性を第1章の人口ビジョンに移動したこと、基本目標と重点戦略の部分を第2章の総合戦略、いわゆる本丸のほうに移動させていただいたというような構成上の変更を行ったほか、「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」というところについては、市として力を入れていくということであれば、重点的に取り組むということで、位置づけを上位にしたほうがわかりやすいのではないかとこの意見が人口対策庁内検討会議のメンバーからございまして、基本目標のⅠとⅡをたたき台のレベルからは入れ替えさせていただいたというところが大きな修正点でございます。

○佐々木委員

庁内検討会議、人口対策会議での御意見や反応について、それを反映させたということだと思いますけれども、具体的には例えばどういう点を反映されたのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

御意見につきましては、書きぶりというか、構成の部分の大きな部分に関しては、委員の皆様から御意見をいただいて修正を加えたというところがございます。ただ、あとの内容については、おおむね書きぶりであったり、各部における施策の方向性であったり、そういうものとある程度合致した部分に文言を修正させていただいたというところが大部分でございます。

○佐々木委員

そういう中身というのはわかりました。

第 2 章の総合戦略の中から、計画人口が削除されております。削除されたのは、どういう理由でしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

本市の合計特殊出生率の現状値が 1.12 であるということから、国の中期目標並みの 1.8 まで仮に向上させるということについて、あるいは社会増減を、現状ではかなりの社会流出がある状況でございますが、ゼロに均衡させるということに関して、果たしていわゆるリアリティーというか、現実味があるのかという部分については庁内でかなり御意見があったところがございます。したがって、必ずしも計画人口の掲載は、特に 40 年後の計画人口でございますから、その精度の部分もございまして、義務づけられていないことも踏まえて、計画人口の部分については削除させていただいたというところがございます。

○佐々木委員

人口減少対策であったはずですから、当初、たたき台には、その欄はきちんとあるのです、数字は入っていなかったけれども、これだけの人口にしますという。それがなくなっていたというのは、何か少し不自然な感じがしたものですから、お聞きしました。

具体的にその数字のことでいいますと、数値目標、それから、K P I というのですね、重要業績評価指標、これらについて設定してここに載せなさいということが先ほどの手引の中にも載っているのですが、現在のこの中にはありません。その部分については、どういうことになっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま委員から御指摘がございましたとおり、個別の事業、あるいは基本目標の K P I というのは、国の指針としましては、設定しなさいというふうに義務づけられているわけなのですが、パブリックコメントであったり、この段階で示さなければならないという義務づけはないものですから、現状では掲載していないというところではございます。ただ、重要業績評価指標については、本市独自の市民幸福度という評価指標を採用する予定でございまして、例えば、子育て、教育などのカテゴリーの中から、根拠のある定量的な数値目標であったり、満足度であったりというような定性的な指標を設けることを考えております。ただ、その指標の具体的な内容については、これから原部との調整の下、達成目標として個別に設定させていただきたいというふうに考えております。幸福度指標につきましては、どれだけ向上したかというよりは、達成度、例えば、何人とかというところまでの目標に何パーセント達成したかというところの達成度で評価するような指標で考えておりますので、その目標の設定ぐあいとその幸福度というのは変わってくるかというふうには考えております。

○佐々木委員

市が独自でそういう目標を設定するというで伺いました。

この手引を読んでいて、今、挙げたいろいろな指標、数字というのを、平成 31 年度、今から 4 年後までに達成できるように戦略を立てなさいということになっています。本当にそのような非常に短期間でこの人口減少の問題と

いうのを少しでも改善できるというような、そういう強力な戦略であるのかどうか、そういうことが可能なのかということ、いかがなのでしょう。

○（総務）企画政策室富樫主幹

人口減というのは本市の最重要課題でございますので、強い信念を持ってというか、達成するという意志を持って当たりたいということをもって答弁とさせていただきますと思います。

○佐々木委員

以前、私は、人口減少問題の対策の中で何点か提言させていただきました。例えば、現在市内で行われているさまざまな施策の並べ直しとか、総花的な羅列にならないようにということだとか、やはりこれまでの小樽の歴史・文化をきちんと活用していく、そして、シビックプライドのようなものをつくっていけるようなものにしてほしいということ、それから、若い世代の声を反映させることなどをお願いしてまいりました。これらの点から見ていくと、まず、調査分析について、転出者や大学生、市内勤労世帯のアンケート等をやっていただいて、その数字というのは非常に貴重だと思います。半面、小樽市民の小樽への思いだとか、こだわり、要望、不満というような部分については、少し弱いような気がするのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○（総務）企画政策室富樫主幹

委員から御指摘がございましたとおり、小樽市民のこだわりであるとか、思いであるとか、そういう部分までは、なかなかそのアンケートで絞り込めていない部分があるのは事実であるというふうに承知はしております。ただ、配付した資料には実は掲載してはいないのですが、市内転出者アンケートあるいは市内勤労者世帯アンケート、小樽商科大学の学生へのアンケートにおいて、小樽市に対する要望あるいは不満みたいなものが何かございませぬかという項目がございませぬ。その分析結果によれば、転出者アンケートでは、やはり山坂が多いとか、雪が多いとか、あるいは除雪が行き届いていないというような意見がやはり大半というか、それしかなかったと言ってもいいぐらい回答が集中しております。なかなかそれだけを分析結果として載せるわけにかなかったものですから、アンケート結果としては、後で別紙で総合戦略の後段に資料編としてつける予定ではおりますが、そのような結果が出てきたところでございませぬ。大学生アンケートの結果では、やはり買物が不便であるとか、娯楽施設がないとか、そういった意見が大半でございませぬ。こういった部分についても、商業施設の充実というものを戦略の中でうたうというのはなかなか難しいものですから、資料編として整理させていただいているということを考えております。

○佐々木委員

今回のものは、旧バージョンのたたき台から比べても、本当に整理されて、ポイントもずいぶん絞られたという印象があつて、御努力が本当に形になっておられるというふうに思って、見ました。しかし、これを見てさへも、やはりどこかで見たものがたくさん並んでいるという印象なのです。やはり何か力強いアピールをする、小樽はこういうことを考えてこの人口問題に取り組むのだというような、何か柱になり得るようなものがあつたほうがいいのではないかと、難しいところだとは思ふのですけれども、その辺についていかがでしょう。

○（総務）企画政策室富樫主幹

総合戦略策定に当たりましては、子育てしやすい環境づくりであったり、地域の教育力の向上であったり、生活利便性の向上であったり、市民生活を比較的重視した施策内容でございませぬ。したがって、短期的に結果がなかなか出なかつたり、わかりやすいアウトプットが出ない、出しにくいものであるというふうには承知しております。ただ、人口減少をやはり抑制しなければならない、この部分については、強い柱であると私もは考えております。例えば、平成21年の経済センサスの基礎調査によりますと、本市においては、企業産業大分類別で企業数を見ますと、卸売業、小売業が全体の約40パーセント、23年度の市民経済計算推計結果報告書によりますと、名目上の経済活動別市内総生産を構成比で見ますと、第3次産業が86パーセントを占めている、そういう現状でございませぬ。こういった本市の産業構造といったものを考えますと、人口減少というのがこれらの産業のマーケット縮小に

直結するということでもありますものですから、人口減少を抑制することを大きな柱にしているというところでございます。

(「うーん」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

今、聞いていても、うーんという感じが、それが柱と言われると、どこがあれなのか、いま一つあれな感じがしますけれども、先ほどの内閣府の手引の中にこういうのがあります。起草作業について、「戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いいたします」となっています。手引のとおりのものでつくったものということで押さえてよろしいでしょうか。

○(総務) 企画政策室富樫主幹

地方版総合戦略の策定に当たりましては、国の創生総合戦略あるいは北海道の総合戦略に準拠しながら策定することが前提になっておりますので、各市町村において構成はおおむね一緒になっているという現状とは認識しております。私どもとしましては、早いうちから独自指標であったり、あるいは、人口に関しましては、北海道新幹線の開業効果あるいは北海道横断自動車道の開通効果みたいなものを推計結果につなげられないかということで、早いうちからコンサルタントにその推計について依頼し、内容をいろいろ精査してきたところでございます。結果的に、北海道横断自動車道の開通効果イコール人口増減というところまでは導き出せなかったものですから、小樽市の人口の独自推計としましては、北海道新幹線の開業効果を盛り込んだというような形になっておりますが、私どもで起草作業を進め、コンサルタントに対して業務を指示してここまで来たというようなところではございません。

○佐々木委員

インターネットでいろいろと調べますと、ほかのまちの総合戦略の概要版が出ているのです。例えば、中身がわからないでしょうけれども、今、私が掲げている概要版、こういう似たような形に全部なってきた、たくさん出ていました。小樽市もひょっとすると、そこに並んでしまうと、これが出ると、同じような形になってしまうと思うのです。やはり内容で勝負ということで今まで力説していただいた部分がきっと生きてくるのだと思うのですけれども、特に、斉藤委員からもお話をたくさんしていただきました小樽の歴史・文化あたりをやはりきちんと生かしていく、そうしたものの、施策が非常に重要だというふうにかねがね訴えさせていただいてまいりました。そういう部分というのが、見せていただくと、最初のたたき台には、歴史・文化にかかわる部分がほとんどなかったのですけれども、今回の中には、それにかかわる部分が非常に増えていたということで、一安心しているというか、これがやはり重要な点だと本当に思うのですが、これが反映された過程というか、根拠というか、理由というか、その辺を説明してください。

○(総務) 企画政策室富樫主幹

総合戦略策定に当たりましては、やはり、各部に御意見を出してくれと言っても、方向性がわからない状況ではなかなか意見が出てこないということで、私ども事務局である企画政策室で、素案というか、たたき台の作成というものを優先させてきた、ここら辺がスケジュール的に押した一つの要因ではあったかと思えます。人口対策庁内検討会議でこういったたたき台の段階のものを示したところ、教育委員会から、スケジュール的に非常に短い中ではありましたが、内容についてはある程度精査をいただいて、委員から御指摘がありましたそういった歴史・文化などを新たに盛り込んでいただいた、そのような経緯がございます。

○佐々木委員

代表質問でも提案させていただきました日本遺産の認定について、私としては形にさせていただいた、この中に盛り込んでいただけたのかなと思っています。ぜひこういうところについて力を入れてやっていく施策、戦略の推進

をお願いしたいところであります。

最後に、こういう戦略というのは、一番初めにも言いましたとおり、本当に本市の人口減少対策の根幹をなすものになるはずなのです。最初、その予定でつくり始めました。ですから、これはある意味、小樽市の生き残り戦略だと思うのです。そういうものについて、やはりこのように短時間で、国の動向に合わせるために行われる、どうしても拙速の感を否めない中でつくられたこの計画というものに本市の未来を託すことになるのだと思うのです。

その辺のところについて、私がこのようなことを言うてはいけないと思うのですが、本当はこれについてきちんとチェックして、これで大丈夫ですよと言わなければならないと思うのですけれども、大丈夫ですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

短時間ではございましたが、策定に当たっては、庁内、庁外からは厳しい御意見も含めてたくさんの意見をいただき、つくり上げたところではございます。本計画は現在の平成27年度も含めた5年間の計画であるということは、先ほどお話ししたとおりのものですが、やはり、国の手引でも示されている、PDCAサイクルを回していきなさい、Plan、Do、Check、Actというこの四つを回していきなさいという中で、この戦略というのは、最初のPであるというふうに私は認識しております。Pがなければ次のステップに進めないというようなことであり、これが進まないということであれば行政が停滞するというようなことが考えられるものですから、やはり、戦略というものを策定するというのを今回は優先させていただいたところではございます。ただ、来年度以降、毎年、戦略につきましてはローリングアップしていくというようなことを考えておりますので、現時点で完成ということではなく、来年以降、よりよい形のものに、庁内外の皆様からの御意見をいただきながら、ブラッシュアップというか、ローリングアップしていきたいと考えております。

○佐々木委員

それでは、これが完成形ではなく、やっていながら、直すところは直していく、つけ加えるところはつけ加えていながらやっていくというふうに押さえてよろしいでしょうか。はい、わかりました。

◎津波対策について

2点目に、津波対策について伺います。

日本海における大規模地震に関する調査検討会の、これは国土交通省が行ったものですが、2014年9月報告によると、都道府県における津波浸水想定の設定状況について出たようです。日本海においては、津波の発生を伴った地震の震源域の分布に偏りがあるほか、これまで地震の発生が知られていないということですが、その可能性が指摘されている海域もやはりあるのだそうです。今後発生が想定される地震について十分検証ができていないというのが、特にこの日本海側がそういう状況にあるということなのですから、要は、小樽を含めてどれくらいの津波が来るかわからないということなのですから、それでも、この発表の中には、具体的な津波高等の数値が示されておりました。小樽市の分を示してください。

○（総務）半田主幹

国土交通省の日本海における大規模地震に関する調査検討会が示している小樽市内の津波の最大の高さにつきましては、二つの数字が示されております。平地で3.9メートル、全海岸線で6.1メートルという最大津波高が示されております。この平地と申しますのは、海岸線から200メートル程度の範囲において標高が8メートル以下となっている箇所を指してございまして、全海岸線につきましては、この平地を含んだ小樽市域全体の海岸線のことを指してあります。

○佐々木委員

津波の到達時間の最短というあたりは、この中で示されているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

小樽市への最短の津波の到達時間についてであります。30センチメートルの高さの津波が来るのが24分と示さ

れております。

○佐々木委員

現小樽市津波浸水予測図では、例えば船浜町で、最大遡上高が2.4メートル、第1波到達が最短で36分となっております。そうすると、一見、新しい浸水想定は、高さとか、速さも速いように感じるのですが、問題なのは、最大津波高というのと最大遡上高というので表されている高さは違うのですけれども、この違いはどのようになっているのですか。

○（総務）半田主幹

最大遡上高と津波高の違いについてであります。最大遡上高とは、津波が到達する最高の標高を指しております。津波高につきましては、沿岸に到達した際の津波の波の高さを示しております。

○佐々木委員

ということであれば、例えば、平地最大津波高3.9メートル、海岸全体6.1メートルというのを現在の最大遡上高に変換することはできるのですか。

○（総務）半田主幹

津波の最大遡上高につきましては、海底の地形などにより変わってくるという性質がございます。今回示された津波高を何か機械的に数値を変換して遡上高に置きかえるということではできませんので、現在、北海道でその津波の浸水想定作業を行っているところですので、今それを待っている状態であります。

○佐々木委員

本当に一般的などころでいいのですけれども、現在の浸水予測図より一般的に高く、速くなっているというふうと考えていいのですか。

○（総務）半田主幹

先ほども少し話させていただきましたけれども、今、北海道で津波の浸水想定を行っておりまして、その作業の中で、今後、各地区の津波の到達時間や遡上高が示されることとなりますので、今の段階では単純には比較できないような状況にあります。

○佐々木委員

比較できないということであれば、わからないのですけれども、新しくそれが道から出てからということなのですが、それはいつごろになりますか。

○（総務）半田主幹

新たな津波の浸水想定につきましては、北海道から、平成27年度中に公表する予定というふうに聞いております。

○佐々木委員

来年3月までということだと思うのですけれども、それが新しく出ることによって、本市の地域防災計画、予想される対策だとか、新規事業だとか、そういうところについてはどのようところが、まだ、出てからということだとは思いますが、予想される範囲でお願いします。

○（総務）半田主幹

想定が新しくなったことを受けまして、我々といたしましては、津波避難計画を地域防災計画に位置づける作業を予定しております。また、北海道が行うシミュレーション結果に基づいたハザードマップを新たに作成したいと考えております。この新たな浸水想定に基づいた避難訓練について、想定される海岸地域の町会の皆さんと実施してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

それで、現在も対策は進められているというふうにお聞きしていますけれども、その中の海拔表示板について、市民の方から話を聞いてくれということがありましたので、お聞きしたいと思います。

さまざまところに海拔表示板が設置されています。ここは海拔何メートルですよというのがありますけれども、市が進めている設置の進捗状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

海拔表示板の設置の進捗状況でありますけれども、平成26年度から2か年で計画的に設置を進めているところがあります。26年度につきましては、75枚を設置いたしました。今年度につきましては、海拔表示板75枚と、避難場所まで誘導する誘導看板、これは堺町の周辺に取りつけるものなのですが、これを19枚設置する予定でございます。現在、受注業者が決まりまして、看板の作製中というところがあります。

○佐々木委員

それで、さまざまところでさまざまな形式や数字のものを見かけるのです。小樽市の設置しているものの形式を説明してほしいのですが、どうなっているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

海拔表示板の形式につきましては、まず、大きさが縦45センチメートル、幅30センチメートル、表示板の色は青地に白色の表示でその海拔を表示しております。

次に、避難誘導看板につきましては、縦1.5メートル、幅30センチメートル、白地に緑色の文字で、津波の緊急避難場所へ誘導するため、避難場所の名称、避難場所への方向を示す矢印、あと海拔、それと外国語表示を行っております。

○佐々木委員

例えば朝里地区では何枚設置されていますでしょうか。

○（総務）半田主幹

朝里地区につきましては、設置が今年度を予定しておりまして、8か所の設置を予定しております。海拔が3メートルの箇所には1か所、4メートルの箇所には3か所、5メートルのところには2か所、10メートルのところには2か所、計8か所を予定しております。

○佐々木委員

先ほど、誘導看板も設置しているということでしたけれども、この誘導看板も一緒につけているところというのは、例えばどういう基準で誘導看板をつけているのか、説明してください。

○（総務）半田主幹

誘導看板につきましては、観光客など地理にふなれな方が多く集まる地域、堺町周辺に避難場所まで誘導する表示をつけております。

○佐々木委員

ということなのですが、話が先ほどのところへ戻るのですが、交番や駅、道道沿いにも設置されています。表示内容や設置方法が微妙に違うのです。現在、小樽市の中で表示されている海拔表示というのは、市以外にどこが設置しているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

本市以外の海拔表示板の設置者につきましては、北海道開発局、北海道、道警が設置しているほか、飲料の自動販売機の中に設置されているものがございます。この自動販売機のうち、北海道コカ・コーラボトリング株式会社が表示しているものにつきましては、小樽市から海拔の数字をお知らせした上で、自動販売機の中に表示していただいているというような状態です。

○佐々木委員

それで、誰でも設置して、自分の家の前とかに、ここは大体何メートルだから張ってしまおうというようなことは可能なのでしょうか。設置するに当たっては、国などの規定とか、基準とか、そういう混乱が生じないような何

か手だてみたいなのはあるのでしょうか。

○（総務）半田主幹

海拔表示を設置するに当たって、特に規制はないというふうに承知しております。

混乱するおそれがないのかというあたりのお話なのですが、明らかにおかしい数字があれば、避難の目安とするものですから、避難の支障になる懸念はあるというふうに考えております。我々で全てを把握し、それに対して全て訂正を求めるといのはなかなか難しいものですから、もしそういう情報があつて、その設置者が判明して、その数字がおかしいということであれば、その設置者と協議して、訂正を求めていきたいと考えております。

○佐々木委員

先ほど、道で新しいものが出た段階で、例えば一時避難所みたいな避難場所についてなども含めて、今、10メートルまでというお話がありましたけれども、15メートル、20メートルというようなものも必要な可能性が出てくるのではないかと思います。その辺のところのお考えは、いかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

新たな浸水予測を踏まえて新たに表示板を追加するかというところにつきましては、今後示される北海道の浸水想定が現在示している10メートルを超えるような遡上高というふうになれば、設置について新たな場所に追加していくというような形を検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

ここまで来たら一安心というような目安というのはやはり必要かなと思います。避難訓練を日ごろ受けている人が自分の訓練のところで逃げている分にはいいのですが、初めて来た場所で初めて避難するという人にとっては、そういう部分についてわかるということも大事だと思いますので、どうかその辺の検討もよろしく願いして、この件は終わらせていただきます。

◎北海道新幹線開業に向けた2次交通の確立について

最後に、北海道新幹線の開業に向けた2次交通の確立について聞かせていただきます。

今朝の新聞でも、新函館北斗―新青森間が来年3月26日開業というふうに早くも出て、何かもう非常にお祭りムードというようなところもあるようですが、民主党の林下議員が第2回定例会の代表質問で、新函館北斗駅まで来て新幹線をおりてから、そこから先の2次交通をしっかりとできないと、この小樽までその波及効果が来ないということで、それを実現するという事について求めてまいりました。いろいろな効能があるわけですが、やはり経済効果が最大限小樽にも反映される、それから、通過型観光から滞在型観光への大きなチャンスであるということ、それから、やはり、これから札幌まで延伸されたときのことを考えて、たくさんのリピーターを増やす、そして、開業後の利用者も確保するという視点からも、今、2次交通で小樽まで何とかそれを引き込む作戦が必要だということを訴えてまいりました。そのことについて市長は、第2回定例会で、オール後志で実現に向けて取り組んでいくと答弁されたのです。ところが、道が8月19日、北海道新幹線開業に向けて9月5日から10月12日までの土日、祝日に倶知安―函館間で都市間高速バス、しりべし号の試験運行を開始しまして、定期便化の可能性を探ると発表し、既に運行が始まっています。しかも、喜茂別町を経由して札幌市南区を起点とすることも検討されているというふうに報道されているのです。向こう側をぐるりと回ってしまったのです。小樽、北後志から見ると、いわば持っていかれてしまった、置いてけぼりを食ったというような感じに、これはそういうことを指しているのではないかと非常に危惧しております。実現にオール後志でと言いつつ、向こうの胆振などを含めたほうに先行されてしまったということについて、これらの動きというものについて、北海道新幹線しりべし協働会議の中ではどのような論議がなされ、決定されたのか、その経過を報告していただきたいということです。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

道南地域との都市間バスも含めた2次交通のあり方についてですが、後志地域2次交通検討会議及びワーキング

で議論がこれまでなされてきました。その中では、函館から後志へどのようなルートで都市間バスを試験運行するかについて議論がなされてきました。小樽市といたしましては、この中で、函館と小樽を起終点とすることが後志地域にとって重要である旨を主張してまいりましたが、結果として、今回の試験運行では、バス運行事業者の人的問題などから、物理的に倶知安までのルートでしか実施できないということになりました。

○佐々木委員

倶知安まで来てから、そこから先、こちらに来ないで、向こうの札幌市南区のほうに行ってしまった、その部分についてはいかがなのかをお聞きしたいのと、やはり乗換えなしで小樽に直接入る 2 次交通というものをきちんとやっていくためには、先ほど人口減少対策、小樽市人口ビジョンでも、人口推計の中に、これをしっかりやって小樽に新幹線効果と呼び込むためには、この 2 次交通のところをしっかりとっておかないと、そのところでこの前提が崩れてしまうわけです。ぜひ、このところは大事なところだと思いますので、改めてその辺の認識と道への働きかけをはじめ、今後の取組をどのようにしていくのか、そこまでまとめて御答弁をお願いしたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、1 点目の、札幌方面へバスが行ってしまったという点についてなのですが、現在、後志も含めまして、北海道で試験運行をしております。その中では、登別－洞爺湖－倶知安間というバスの試験運行というのをしております。直接札幌まで行くというような試験運行はまだ実施しておりません。

また、二つ目の北後志の自治体との反応についてですけれども、倶知安に決まった後にそれぞれの自治体とは確認しておりませんが、これまでの議論の中では、特に反対という意見は出ておりません。今後、試験運行などの終了後、後志地域二次交通検討会議の場などで議論していきたいと考えております。

最後に、3 点目になりますけれども、北海道への働きかけなどにつきましては、2 次交通の充実強化は小樽の観光にとって必要であると認識しておりますので、今年度実施されます試験運行の結果をまずは検証した中で、必要な取組を見極めてまいりたいと考えております。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○安齋委員

◎（仮称）小樽市総合戦略（素案）について

最初に、報告について、（仮称）小樽市総合戦略（素案）の部分を 1 点伺って、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、OTARU PRIDEの意味を明確にお答えいただければと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

人口減対策に関しましては、自然増減を均衡されるという観点と、社会減をとめる、結果的には社会増に転じる、社会増に転じるためには、やはり地区間競争、市町村間競争であろうというふうに考えております。あからさまには申し上げられませんが、やはりお隣の大きい市がございますので、そういったところにやはり負けないという観点から、郷土愛を醸成するという意味も込めまして、OTARU PRIDEというネーミングとさせていただいたところでございます。

○安齋委員

それでは、私の考えを述べさせていただきます。

これら目標なり方向性は重々理解できますし、していかなければいけないことだと思っております。ただ、今、人口が減っている、国も借金がある、小樽市も借金がある中でこれら施策を全てやるには全く財源が足りない、施策ばかりを進めていくと、いつかまた財源が枯渇するというふうに私は考えております。OTARU PRIDE、そういった

ことを掲げていながら、行政が何かをしていくという総合戦略なのかなと思っております、私としては、ケネディ大統領ではございませんが、小樽の人が小樽のために何かをしていく、これがOTARU PRIDEなのかなと思っております、理念としては、何かを行政がやるのではなく、市民とともにそういったまちをつくりたいというところをぜひこの目標なり将来の都市像のところ盛りに込めさせていただきたいと思っております。森井市長といろいろと議論していく中でなぜ考え方が合わないのかと思うと、森井市長は、ただ税金で何かをしますということが多く、私は、限りある財源で何か市民とともにやっていかなければいけないという考えで、なかなか合わないのかなと最近思い始めていたところでごさまして、森井市長にも戦略に目を通していただいて、いろいろ考えとかも入っていると思いますが、ぜひ、何かをするのではなく、市民とともにやる、市民にやってもらうというところをつくって、10年、20年先にただ税金で支出するというのではないようなものをつくっていただきたいと思っております。

もう一点が計画人口で、佐々木委員の質問でもありましたけれども、私としては、大風呂敷かもしれませんが、やはりそれぐらいの目標を持っていかないと、目的がなくPDCAサイクルはできないと思うので、ぜひ、その点をもう一度庁内でも議論していただいて、盛り込んでいただきたいと思っております。これについて御見解をお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

市民協働につきましては、総合戦略の中にも理念的なものはうたっております、委員の御指摘のとおり、私どもも協働が必要という考えに変わりはありません。予算事業に関しましては、独自指標として市民幸福度というものを設定するという話をしておりますが、それは、達成度をそれに対する事業費で割り返すという計算をすることを考えております。したがって、それに見合った事業費だったのかということは、後々検証の対象になるというふうに考えております。

2番目の計画人口のお話でございます。

小樽市人口対策会議の委員の皆様から唯一御意見としていただいたのが、人口10万人というのはやはり文化的な市民、市を維持する規模であろうというような御意見をいただいたところではございました。例えば、保健所の設置であれば、10万人規模というのが一つ条件となっているということでございます。そういった状況も踏まえまして、人口推計につきましても、また庁内で議論させていただきたいというふうに考えております。

○安齋委員

ぜひいろいろと進めていただければというふうに思っております。

◎「公立高等学校配置計画（平成28年度～30年度）」について

高校の適正配置計画ですけれども、これについては、大賛成でございますので、ぜひ進めていただきたいということを一言言って終わります。

◎参与について

参与の質問に移らせていただきますけれども、先ほど濱本委員からもる質問がありました。私としても、本来であれば、この前段でお話したOTARU PRIDEや教育の部分で政策論議をしていきたいというのが目的で総務常任委員会に所属させていただきましたけれども、やはり参与に関連して突っ込まなければいけない部分がたくさんあります。どなたが運営しているかわかりませんが、小樽市議資質向上応援隊なるフェイスブックページが立ち上がりまして、そこでは、揚げ足取り三人衆の中に私の名前も書かれていまして、好きで揚げ足を取っているのではなく、突っ込まなければいけない穴があるから執拗に質問させていただいております。昨日も、時間がなく、何回も同じ質問を繰り返して終わってしまいましたけれども、秘書課長、総務部長からもお答えいただきましたが、何とか参与の部分、予算が可決できるようにと答弁して、理解を求めていくみたいな答弁がありましたけれども、昨日、その参与についての予算が議決されました。端的に伺います。どうしますか。

○（総務）秘書課長

昨日の予算特別委員会で一定の結論が出ました。今後においては、その対応を考えていきたいと考えております。

○総務部長

まだ本会議を経てはおりませんけれども、昨日、委員会としては一定の結論が出まして、私どもで市長にも確認をいたしました。市長といたしましては、現時点ではまだ結論は出ていないということで、思案中であるということでございました。

○安斎委員

明確な御答弁をいただきたくて端的に質問させていただきましたけれども、我々議会としては、9月25日に本会議を延長して、そこで最終的な採決になります。その時点で、9月まで流用分を出して、さらに10月から3月までの条例案を出した、今後、9月30日を皮切りにどちらの方向に行くか、これを議論するのがほぼ今日しかございません。ですので、その一定の方向性が出たけれども、対応策はこれからだということは、一昨日に新風小樽の高橋龍議員も指摘していましたが、リスクヘッジではございませんけれども、あの答弁でどう考えたら可決されるのだと思っているのか、全く理解ができません。

（「予算になるよ」と呼ぶ者あり）

（「予算関係になりますよ、今のは」と呼ぶ者あり）

今、冒頭ですから、質問ではございません。

もう一度聞きますが、9月30日以降、どういう方向にしたらいいのかということを考えているのか、総務部長としての見解を伺いたいと思います。これまでの議会の指摘を受けて、総務部長としては市長にどう提言されるのかということをお伺いしたいと思います。

○総務部長

委員会の中でもいろいろ御指摘いただきながら、例えば、今の嘱託員としての身分をそのまま保っていくのかとか、そのような御質問等がありましたので、そういうことも一つの方法でありましょうし、それから、委嘱する形での参与につきましては、今回、はっきりとした結論が、議会としての意思が出たわけでありますので、今定例会中は同じものを出すことができないということは、それはルールでございます。それから、それを出すとなると、次期定例会なり臨時会を開いてとか、そういうこともありましょうし、別な少し形を変えて出さなければならないのだろうというふうには思いますけれども、そういったことを選択肢が、今、どういう選択肢があるかということも考え中でありましょうし、それでどれがまたいいのかということも、まだ当然結論が出ていない状態でありますので、現時点ではそういうところであるということで、それが最終本会議のときまでに結論が出るのかということも含めまして、まだ煮詰まっていないという状況でございます。

○安斎委員

それでは、今回、条例案、予算等を出したことににつきまして、6月から9月まで流用した分で任用したということについては、不当な支出、不当な任用であったと思っているから、今回、条例案等を提案したという認識でよろしいでしょうか。

○総務部長

不当な支出ということではございませんで、やはり嘱託員として雇用している状況でございますので、嘱託員就業規則にのっとった雇用ということで、それはそれで一つの雇用の仕方なのだろうというふうに思っております。あえて条例案等を提出いたしましたのは、一つには、先ほど御指摘もありましたとおり、現行の参与が勤務時間に非常に不自由があって十分な機能を発揮できないという部分がございますので、そういうこともクリアするためには今のままの嘱託員ではいけないのかということ、それから、第2回定例会の議論の中でも、位置づけとしてやはり規則で定める、報酬についても顧問等を参考にしたような形での条例化をするということをするべきではないかと

ということがありましたので、そういったことも加味して今回のような提案になったということでございまして、決して現行の参与が違法であるというふうに思って提出したものではありませんということでございます。

○安齋委員

部長から「就業規則にのっとった」というお言葉がありましたけれども、濱本委員の質問では、就業規則にのっとっていない勤務もありましたので、そこについて訂正を求めたいと思いますし、のっとってやっけていても違反してしまったということで、労働基準法に抵触するのかなとも思いますが、それは置いておいて、質問を変えます。

前定例会で資料要求させていただきました嘱託職員としての「参与」の新設と任用についての最後のページに「参与報酬支出予定額」というのがございまして、ここには、第 3 回定例会において、年間支出予定額 357 万 2,632 円を補正予定、議決後、賃金へ再流用するものというふうになっておりますけれども、私が一番ずっと突っ込んでいる市長の押印が先であったこと、総務部長が代決しているこの決裁、起案については、もう一回やり直すお考えなのか、伺います。

○総務部長

決裁につきましては、確かに決裁そのものの印鑑のつき方として、下から順に上がってきたということではございませんでした。市長が先に押印してあった、それから、私が代決をしたということで、通常の格好ではございませんけれども、それは緊急的な状況であったという、緊急というのでしょうか、そういった事情があつてのことであるということで第 2 回定例会では答弁させていただいたということでございます。

それから、任用の期間についても、当初、6 月 10 日から丸々 1 年間というようなことで考えていたのが、記載されていたのが、嘱託については年度末に切らなければならないということに気がついて訂正印で修正したという部分について、私も、市長も、その後、その訂正についても認めておりますので、それはそれで一定の手続であるというふうに認識しておりますので、それをもう一度やり直すということにはならないかと今の時点では思っております。

○安齋委員

済みません、私の質問の仕方が悪くて少し意図が伝わっていなかったかなと思います。この最後の「参与報酬支出予定額」では、第 3 回定例会において、その予定額を補正予定と書いて、議決後、賃金で再流用するものとして書いてあるのですが、これが今回崩れる形になるということで、これをそのまま残していくのか、それとも、改めて起案して決裁過程を通していくのか、伺いたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長

流用そのもの等の手続が有効であるのかということにつきましては、私の段階では今少し判断がつかないところでございます。

申しわけありません。「議決後、賃金へ再流用するもの」というふうに記載されているということに基づいて、前のページの「予算流用要求書」の決裁についてはやり直しをしなければならないのではないかと考えているかと思ひます。

それにつきましては、今の時点でそこまで、そういうことでのいいかどうか、それから、参与の任用自体をどうするのかということも決まっておりますので、今後、それも含めて検討したいというふうに思っております。

○安齋委員

できれば、今回、9 月 30 日で区切りを持って条例案、予算を出していたわけなので、やはりそこはそういう区切りで取扱いを変更するというふうに理事者側で、市長側で出してきたものですから、シルバーウィークを来週挟みますけれども、私の期限としては、最終本会議前には一定の結論を出して御報告いただかないといけないかなと思っておりますので、この部分については明確に御答弁いただければ大変ありがたいと思ひます。

○総務部長

当然に、これからどうするというを市長とともに検討いたします。その結論をやはりなるべく早く議会にお知らせできればとは思いつつも、これはどういう結論になるか、それから、それがどのくらいの時間を要して、それから、市長の意思としてもどれだけの時間を要していくのかということ、想像もつかない部分がございますので、努力しないで放っておくということは決していたしませんけれども、何とかできるだけ早いように結論をつけてまいりたいというふうには思っております。

○安斎委員

聞き方を変えます。なぜそれを事務方で考えて、結果が出る前に市長に何通りかのパターンを示していかなかったのか、お聞かせいただけますか。

○総務部長

そのところは、やはり、これまでも申しましたとおり、何とか御理解いただいて可決をいただくということ、そのことに尽きると。もともと、現行、任用しております参与、その位置づけを変えて、条例化、規則化でもって切り替えた形で位置づけをしたいということでありましたので、まず、そういうことを議会にお諮りして、可決をいただくということに頭がある意味で行っていたというか、当然、どうしようかという不安がありながらも、何とか御理解いただくということに尽きたということでございます。

○安斎委員

それでは、さらに聞き方を変えますけれども、なぜ同じ答弁を繰り返していたのか、その答弁ではなかなか理解していただけないですよということは、各会派の質問した方々からも言われていたと思います。どうしたらその部分が可決されるのか、どういう答弁をしたら答弁が通るのかということは、考えなかったのでしょうか。この間、20日間ずっと議会を運営していましたが、同じ答弁だけでした。可決されるように御理解いただく、取扱いを変えた、報酬の根拠は国家公務員のうんぬん、結局、何で30万円の根拠を出したのかということも明確ではないので、どうしたらこの議案が可決されるかということ、やはり理事者側でも考えていくべきであったというふうにするのですけれども、同じ答弁しか出なかったのは、私としては理解に大変苦しみますし、丁寧な答弁ではなかったというふうには思っております。この点について、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長

確かに一歩も、御理解いただいて可決をいただくということの答弁からは出ていなかったわけでございますけれども、私どもとしては、この議会が始まる前に、各会派に議案説明等をさせていただきましたが、その通常の議案説明とは別に、別立てで参与については説明させていただいて、それから、そこでもってやはり少し不足しているという部分があった部分については、また再度、別立てで説明させていただいたということもございました。

それから、報酬の件につきましては、小樽市の職員が国家公務員の給与表を使っているということにやはり注目して、その同じような性質の待遇を考えてはどうかということでも考えたものでございまして、それについては、またそれなりにといますか、一定程度、そういった話をきちんとさせていただいたと思っております。

なぜ同じような答弁になるかということも、やはり、市長自身もこの域を今出ない中で、私ども事務方として、このようにしたい、あのようにしたいということを言うってしまうのも、これはいかがなものかということもございまして、ここの答弁にとどまっているということでございます。

○安斎委員

報酬については、予算特別委員会が閉会して、もう終わっている話ですので、事務方としての一般的な見解で伺えればと思います。参与という名の嘱託員のほうが特別職の参与より報酬が高いのはどういうお考えなのか、どのように思っているのか、なぜそうしたのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○総務部長

嘱託員が安くあるべき、委嘱を受けての参与というのが安くあるべきだということは、必ずしもそうではないのではないかと考えております。といいますのは、現行の嘱託員、いわゆる嘱託のという、参与という名の嘱託員については、ALTとか、そういったもの、例示としてあるものを参考にさせてもらったということでもあります。それから、委嘱による参与につきましては、一つの例としては顧問という、そういったものもありましたけれども、顧問がやはりその時々その都度の相談を受けるというものに対して、委嘱の、今回における参与について、今回、否決されましたが、日常的に勤務していただく、そして、アドバイスもしていただくということから考えると、常勤性が結構あるということから、また、顧問が例えば10万円だとすれば、それと同じような金額というわけにもいかないだろう、そういったことも考えまして、27万7,000円という額をとったと。それで、市の持ち出しでいきますと、非常勤、嘱託員よりも金額的にかなり少なくなるということで、結果的にそのような数字が出てきたということで、最初からどちらが高くあるべきだということを考えて出したものではないということでございます。

○安齋委員

もし私ですと、非常勤の参与で、嘱託員のときよりも長く労働というか、そういったことをするとか、そういったいろいろな要素を考えると、非常勤の参与のほうが報酬は上にいかないといけないのかなと思っています。嘱託員のときが30万円、条例案で別表に載せる報酬額が30万円で、30万円ありきでしか考えられませんでしたので、いろいろ質問させていただきました。森井市長がいない中で質問しても、同じ答弁の繰り返しになると思いますし、これ以上やったとしても、もう予算特別委員会で議決してしまっている事項ですので、これ以上は質問いたしませんけれども、要望としては、ぜひ本会議までに、本会議終了後、我々がまた議会を開けない間に新たな方向性を出して、もう一度同じようなやり方ということはしないでいただきたい。そうしてしまうことによって、我々としては、またさらに厳しく追及しなければいけないと考えております。

最後に、なぜ参与について執拗に質問するのかというと、市長の独断で、誰でも知っている人を嘱託員にして、しかもその金額もその範囲内でいくらでも決められるという、その独裁的なやり方を私は認められないということが一つです。

さらに、市長にもし本当に、小樽のためにという理念の下にいろいろな施策を実行する考えがあるのであれば、補助機関である市の職員をもっと信頼して、そこに考えを落とし込んで、そして、同じ考えを共有してどう動いていくかを市長は指示するべきであると考えております。さらに、アドバイスをいただくような政策も、森井市長の公約には一つもないと私は思っています。今の市の職員の方々の能力でできるものだと思っています。それなのに、横からか、上からか、よくわかりませんが、市の元職員、OBが、もう過去の人なのに、上からまた来て指示しているとか、そういった状況は、現場としては理解に苦しみますし、私、議会としても全く理解ができません。市役所の体制をしっかりと整えて、そして、市のために施策を動かしていく、これが今の森井市長の立場だと思っておりますので、ぜひこの点を御理解いただいて、本会議までの間にぜひこの参与の問題については決着を、結論をつけていただきたいというふうに私は思っておりますので、これについて、もし御見解があれば、お聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○委員長

お答えいただく前に、一言、委員長から安齋委員に申し上げます。

今回、議案に触れるかと考えられる部分がありますので、質問には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、今の質問に対しての御答弁をよろしく願いいたします。

○総務部長

今、御議論いただいた内容、それから、最後に何点かおっしゃった内容、しっかりと会議録も見直して正確に伝えるようにして、私としては今これ以上の答弁はできませんけれども、正確に市長にはお伝えはしたいと思ってお

ります。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時23分

再開 午後 5 時48分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

○安斎委員

議案第26号小樽市非核港湾条例案に否決の態度を主張する討論を行います。

そもそも、米艦船の寄港によって今後の小樽港の軍事利用の危機を一層高めるということは、私たち会派としては理解いたしかねるところでございますので、前定例会で継続審査の態度を主張しておりましたが、こちらで否決の態度を主張し、今後、我々会派としては、この部分についてしっかり協議できるような形にさせていただきたいというようなことを主張し、討論とさせていただきます。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、当委員会に付託されました議案第26号小樽市非核港湾条例案について可決の立場で討論をいたします。詳細については本会議で述べます。

提案説明で述べたとおり、今回で60回目の条例案提案となります。

原水爆禁止2015年世界大会・国際会議は、核兵器全面禁止を求める圧倒的多数の声が核保有国を追い詰めていることを示した核不拡散条約（NPT）再検討会議の成果を確信にして、核保有国が固執する核抑止論を打ち破ろうとする議論が繰り広げられました。

また、世界大会では、一人一人が声を上げ、立ち上がれば、日本も世界も変えられるとして、全ての戦争に反対し、核兵器を廃絶する願いが訴えられました。

核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として、非核三原則に基づく非核港湾条例を制定することが求められます。

委員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。